

建設業法の概説

令和8年9月2日
近畿地方整備局建政部
建設産業第一課

- 建設業法の概要
- 適正な施工体制と配置技術者
- 建設工事における適切な下請け契約
- 行政指導・監督処分
- 【参考】担い手三法の改正について

建設業法の概要

建設業法の目的（第1条）

この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 第一の目的 建設工事の**適正な施工を確保し、発注者を保護**すること
- 第二の目的 **建設業の健全な発達**を促進すること

建設業法における用語の定義（第2条）

- ①「建設工事」＝土木建築に関する工事で、建設業法別表第一上欄に掲げる29種類の工事
- ②「建設業」＝建設工事の完成を請け負う営業
(元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わない)
- ③「建設業者」＝建設業の許可を受けて建設業を営む者
「建設業を営む者」＝建設業の許可の有無を問わず、建設業を営む全ての者

通称	発注者（施主）	⇔	元請業者	⇔	一次業者	⇔	二次業者	⇔	三次業者
建設業法	発注者	⇔	元請負人	⇔	下請負人				
					元請負人	⇔	下請負人		
							元請負人	⇔	下請負人
	⇔：下請契約								

建設業の許可を要するもの

許可制度

国土交通大臣許可

(2以上の都道府県に営業所を設置)

都道府県知事許可

(1の都道府県のみ
に営業所を設置)

29業種

(土木工事業・建築工事業等)

特定建設業許可

(5,000万円 ※1以上の
下請契約を結ぶ工事)

一般建設業許可

(特定建設業以外)

許可の要件

経営能力

⇒経營業務管理責任者の設置

業種毎の技術力

⇒営業所専任技術者の設置

誠実性

財産的基礎

建設業の許可を 要しないもの

500万円未満の建設工事

(建築一式工事については、
1500万円未満又は150㎡未
満の木造住宅工事)

※1… 建築一式工事業の場合は、8,000万円

技術者制度

建設工事の適正な施工の確保

監理技術者の設置

(5,000万円 ※1以上の
下請契約を結ぶ工事)

主任技術者の設置

(全ての建設工事)

技術者の専任配置

(公共性のある又は多数の者が利
用する施設・工作物に関する重要
な工事を行う場合)

監督処分

※ 許可を有さない者に対しても処分可能

**法令遵守の実効性を確保するため
不適格な者に対する処分**

- ①指示処分
- ②営業停止処分
- ③許可取消処分
- ④罰則の適用

請負契約の適正化

公正な請負契約の締結義務
請負契約の書面締結義務 等

- 請負契約の片務性の改善
- 下請負人保護の徹底

経営事項審査

経営に関する客観的事項の審査
(公共工事の入札に参加しようとする建設業者)

- ①経営規模
- ②経営状況
- ③技術力
- ④その他

紛争の処理

建設工事紛争審査会

(建設工事の請負契約に関する紛争の処理のため、国土交通
省及び都道府県に設置) (裁判外紛争処理機関 (ADR))

- ①あっせん
- ②調停
- ③仲裁

建設業の許可制度（第3条）

○建設業を営もうとする者の資質の向上を図るためには、施工能力、資力、信用がある者に限り、その営業を認める制度が必要



○建設業法においては、「軽微な建設工事（※）」のみを請け負うことを営業とする者を除き、建設業を営もうとする者は、建設業の許可を受けなければならない

※「軽微な建設工事」とは、請負契約の税込額が500万円に満たない建設工事（建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事）をいう

また、注文者が材料を提供する場合は、請負代金の額に支給材料の市場価格（運送費を含む。）を加えた額が請負代金の額となる（令第1条の2第3項）

建設工事の請負契約とは

「建設工事の請負契約」＝報酬を得て、建設工事の完成を目的として締結する契約
（契約の形態や名称を問わない）

☞建設工事にあたらないもの

- ①草刈り、除雪、路面清掃などの作業 ②建設機械や仮設材などの賃貸借
- ③保守点検のみの委託契約 ④工作物の設計業務 ⑤地質調査、測量調査などの業務
- ⑥警備業務（交通誘導員） ⑦資材等の売買 など

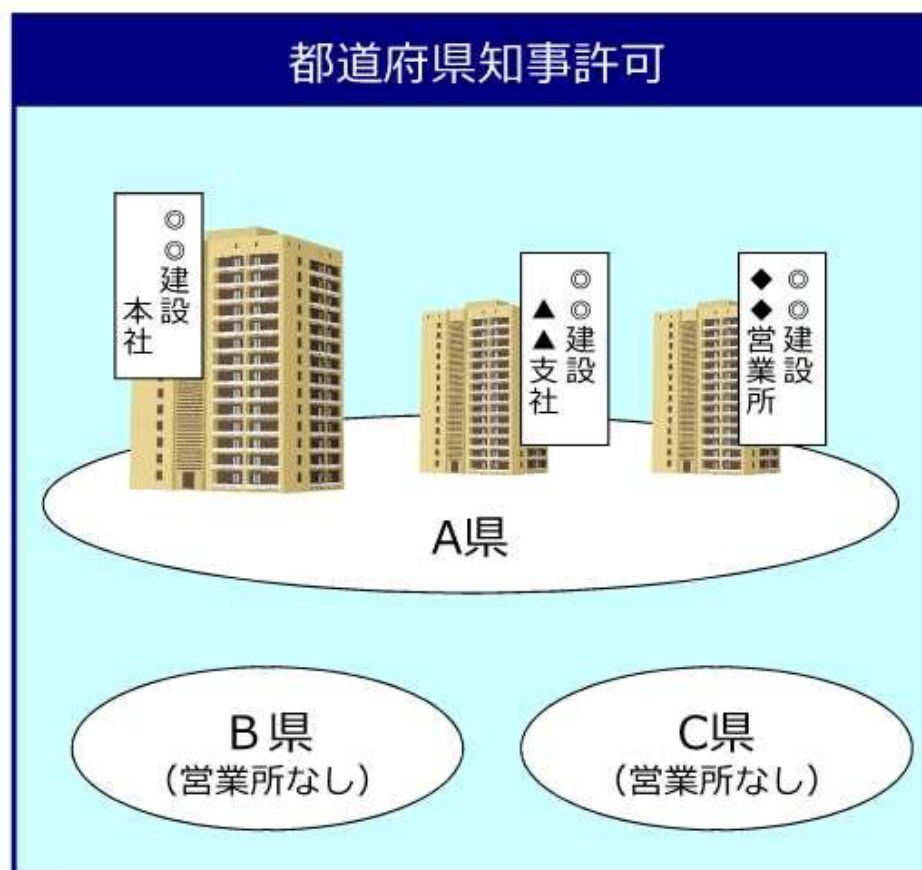
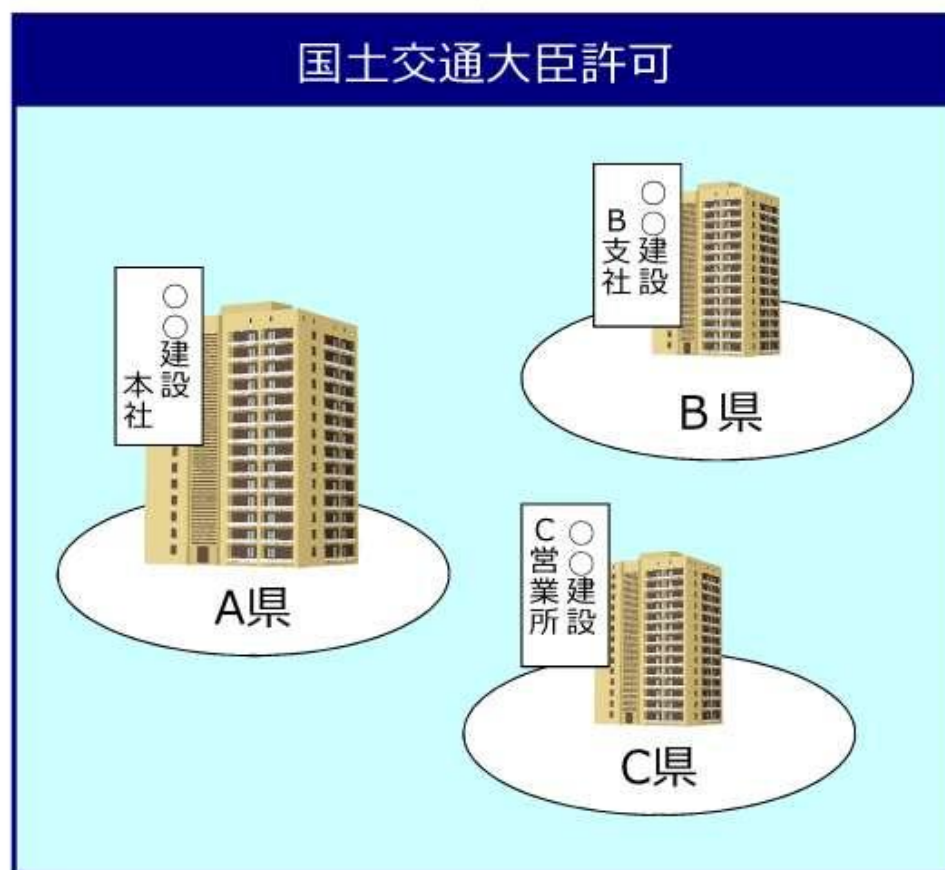
建設業の許可は、建設業法別表第一の上欄に掲げる「土木一式工事」「建築一式工事」「とび・土工・コンクリート工事」など、29の建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる業種に分けて与えるものとされている。

※一式工事とは・・・【総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物（又は建築物）を建設する工事（補修、改造、又は解体する工事を含む。）】とされている。

	建設工事の種類 (建設業法別表第一上欄)	建設業の許可業種 (建設業法別表第一下欄)		建設工事の種類 (建設業法別表第一上欄)	建設業の許可業種 (建設業法別表第一下欄)
1	土木一式工事	土木工事業	16	ガラス工事	ガラス工事業
2	建築一式工事	建築工事業	17	塗装工事	塗装工事業
3	大工工事	大工工事業	18	防水工事	防水工事業
4	左官工事	左官工事業	19	内装仕上工事	内装仕上工事業
5	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業
6	石工事	石工事業	21	熱絶縁工事	熱絶縁工事業
7	屋根工事	屋根工事業	22	電気通信工事	電気通信工事業
8	電気工事	電気工事業	23	造園工事	造園工事業
9	管工事	管工事業	24	さく井工事	さく井工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	25	建具工事	建具工事業
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	26	水道施設工事	水道施設工事業
12	鉄筋工事	鉄筋工事業	27	消防施設工事	消防施設工事業
13	舗装工事	舗装工事業	28	清掃施設工事	清掃施設工事業
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	29	解体工事	解体工事業
15	板金工事	板金工事業			

※「解体工事業」は、平成28年6月1日付けで新しく業種として追加されました。

国土交通大臣許可	2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて建設業を営む者
都道府県知事許可	1の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて建設業を営む者



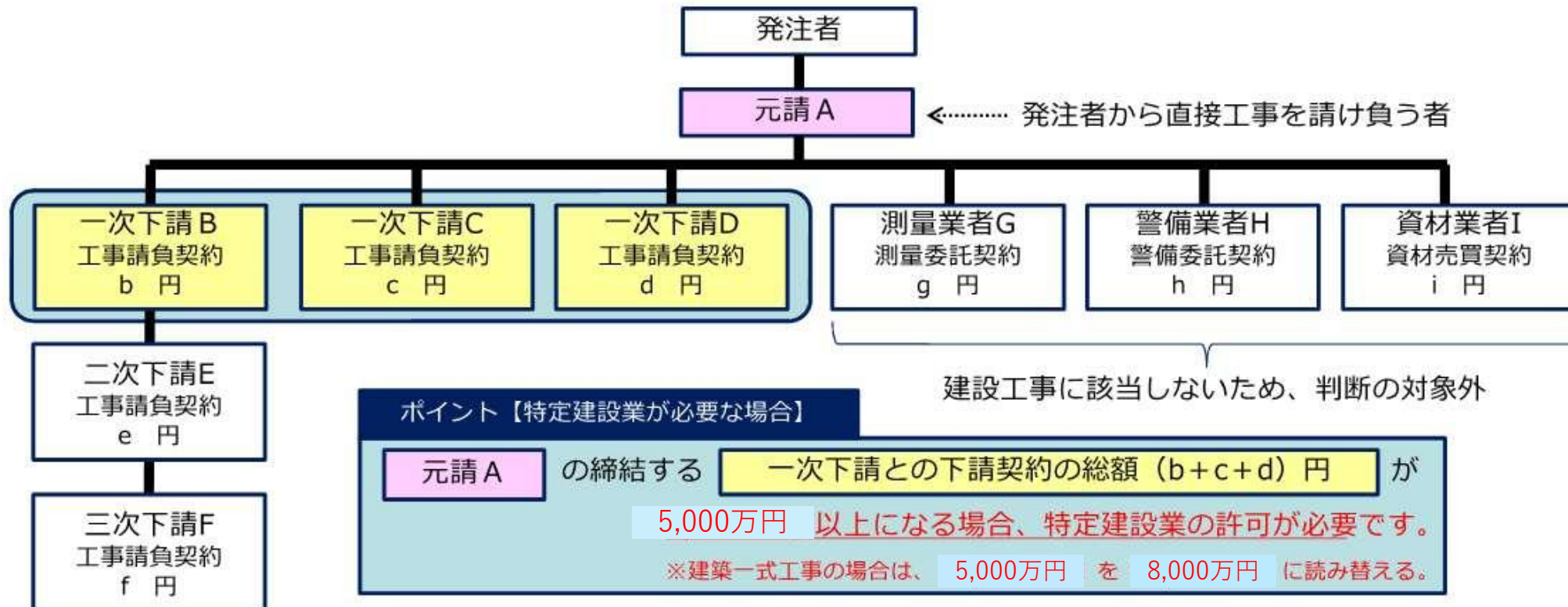
一般建設業

軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする場合を除き、
建設業を営む者は、元請・下請を問わず一般建設業の許可が必要

建設業法上では、まずは一般建設業の許可が必要である旨を規定し、さらに……

特定建設業

発注者から直接工事を請け負い、かつ、5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）
以上を下請契約して工事を施工する者は特定建設業の許可が必要

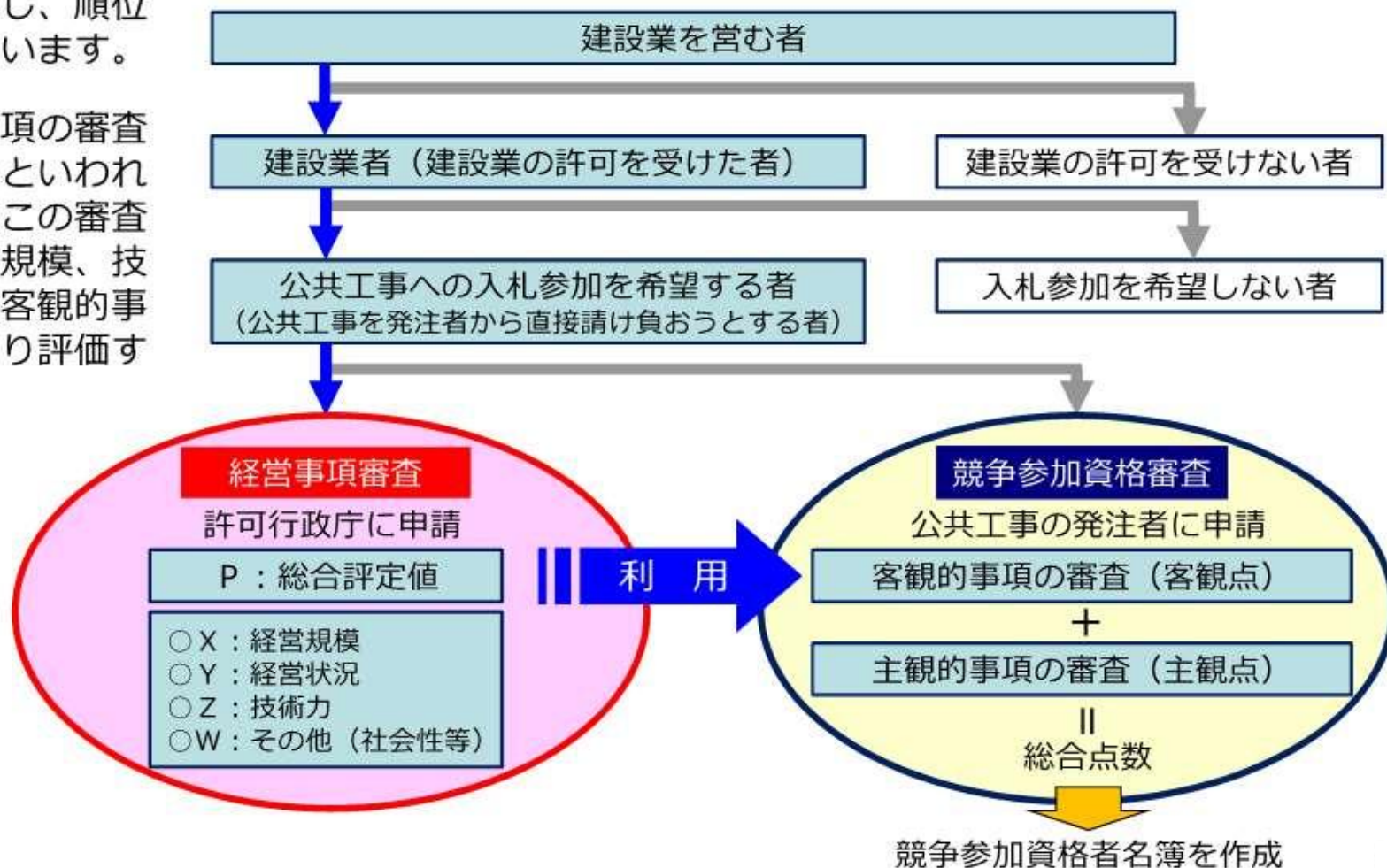


経営事項審査とは、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事（以下「**公共工事**」という。）を発注者から直接**請け負おうとする建設業者が、必ず受けなければならない審査**です。

公共工事の各発注機関は、競争入札に参加しようとする建設業者についての資格審査を行うこととされており、当該発注機関は欠格要件に該当しないかどうかを審査したうえで、客観的事項と主観的事項の審査結果を点数化し、順位付け、格付けをしています。

このうち客観的事項の審査が「経営事項審査」といわれる審査制度であり、この審査は、経営状況、経営規模、技術的能力、その他の客観的事項について数値により評価するものです。

なお、「経営状況の分析」については、国土交通大臣が登録した経営状況分析機関が行っています。



適正な施工体制・配置技術者

営業所の専任技術者



営業所の専任技術者（法第7条第2項又は法第15条第2項）

- 営業所ごとに専任（当該営業所に常勤して専らその職務に従事する）
- 許可の要件（業種毎に専任技術者が必要／複数業種の兼務は可能）
- 建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するために設置

主任技術者



主任技術者（法第26条第1項）

- 工事現場ごとに配置
- 許可業者は、全ての建設工事に配置する義務がある
（★専門工事一括管理施工制度の創設[R2.10.1]）
- 施工計画の作成、工程管理、品質管理、その他技術上の管理、施工に従事する者の技術上の指導監督を行う

監理技術者



監理技術者（法第26条第2項）

- 工事現場ごとに配置
- 元請業者の下請負契約の総額が 5000万円（建築一式工事は 8000万円）以上の場合、主任技術者に代えて配置
- 施工計画の作成、工程管理、品質管理、その他技術上の管理、施工の従事する者の技術上の指導監督を行う

建設工事の適正な施工を確保するためには、実際に施工を行っている工事現場に一定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工状況の管理・監督をすることが必要です。
(建設業法第26条)

主任技術者

請負代金の額、元請・下請の別にかかわらず、必ず工事現場に配置

★専門工事一括管理施工制度の創設[R2.10.1]
(500万円未満の工事であっても、許可を受けた建設業者であれば、主任技術者の配置が必要)

①1級・2級の国家資格者 ②実務経験者

監理技術者

発注者から直接工事を請け負い（元請）、かつ、
5,000万円（建築一式の場合は 8,000万円）以上
を下請契約を締結して施工する場合に配置

1級の国家資格者 等

または

現場技術者の配置例



監理技術者等に求められる雇用関係

主任技術者及び監理技術者（以下「監理技術者等」という。）については、工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要とされています。

したがって、以下のような技術者の配置は認められません。

- ①在籍出向者や派遣社員など、直接的な雇用関係を有していない場合
- ②工事期間だけの短期雇用者など、恒常的な雇用関係を有していない場合

（監理技術者制度運用マニュアル 二-四（3））

特に国、地方公共団体等が発注する建設工事においては、専任の監理技術者等は、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に、3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認することが必要です。

（監理技術者制度運用マニュアル二-四（3））



なお、変更等により工事途中で下請契約の請負代金の総額が 5,000万円 以上となったような場合には、その時点で主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

（監理技術者制度運用マニュアル二-二（3））

技術者制度一覧表

許可を受けている業種		指定建設業(7業種) (土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園)工事業		その他(左記以外の22業種) (大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体)工事業			
許可の種類		特定建設業者		一般建設業者	特定建設業者		一般建設業者
元請工事における 下請金額の合計		5,000万円 ※1 以上	5,000万円 ※1 未満	5,000万円 ※1 以上は 契約できない	5,000万円 以上	5,000万円 未満	5,000万円 以上は 契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき 技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②国土交通大臣 認定者	①一級・二級国家資格者 ②登録基幹技能者※3 ③指定学科＋実務経験者 ④実務経験者(10年以上)		①一級国家資格者 ②指導監督的な 実務経験者	①一級・二級国家資格者 ②登録基幹技能者※3 ③指定学科＋実務経験者 ④実務経験者(10年以上)	
	技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が 4,500万円 ※2 以上となる工事					
	監理技術者資格者 証の必要性	技術者の専任を 要する建設工事 のときに必要	必要ない		技術者の専任を 要する建設工事 のときに必要	必要ない	

※1：建築一式工事の場合は、8,000万円

※2：建築一式工事の場合は、9,000万円

※3：登録基幹技能者の認定に関しては平成30年4月1日より施行

土木一式工事及び建築一式工事の場合

建設業者は、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これら一式の内容である他の建設工事を自ら施工しようとする場合は、当該建設工事に関する『**専門技術者**』を工事現場に置かなければなりません。（建設業法第26条の2第1項）

附帯工事（※）の場合

建設業者は、許可を受けた建設業の建設工事に附帯する他の建設工事（附帯工事）を施工する場合、当該建設工事に関する『**専門技術者**』を置かなければなりません。（建設業法第26条の2第2項）

- 資格要件は、主任技術者と同じです。
- 資格要件が備わっていれば、監理技術者又は主任技術者が兼任できます。
- 専門技術者を配置しない場合は、当該建設工事の許可を受けた建設業者と下請負契約が必要です。
- 建設業の許可を必要としない「軽微な建設工事」を除きます。

（※）附帯工事について（建設業法第4条）

建設業者は、許可を受けた建設業以外の建設工事であっても、**許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する工事であれば請け負うことができます**。これを「附帯工事」といいます。

- ①主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事（例：管工事の施工に伴って必要を生じた熱絶縁工事、屋根工事の施工に伴って必要を生じた塗装工事 など）
- ②主たる建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事（例：屋内電気工事の施工に伴って必要を生じた内装仕上工事、建具工事の施工に伴って必要を生じたコンクリート工事 など）

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事（以下「公共性のある重要な建設工事」という。）で、工事一件の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上のものについては、工事現場ごとに専任の監理技術者等を置かなければなりません。（建設業法第26条第3項）

★監理技術者の専任緩和[R2.10.1]

- 元請、下請の区別なく監理技術者等の専任が求められます。
- 「公共性のある重要な建設工事」とは、戸建て住宅を除くほとんどの建設工事が該当します。
- 「工事現場ごとに専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。

■営業所の専任技術者と監理技術者等との関係

営業所の専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められるため、原則として監理技術者等を兼務することはできません。ただし、特例として、下記の要件を全て満たす場合は、営業所の専任技術者が監理技術者等となることができます。

- ①当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- ②工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること
- ③専任を要しない監理技術者等であること
- ④所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること



(平成29年8月9日建設業課長通達、平成30年12月3日改正)

専任について

- 監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成等及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を行う役割を担っていることから、当該工事現場にて業務を行うことが基本
- 請負代金の額が4千5百万円（建築一式工事である場合にあっては、9千万円）以上の公共性のある施設等に関する重要な建設工事については、監理技術者等は、工事現場ごとに専任
- 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない

【背景】技術者の継続的な技術研鑽の重要性 + 建設業の働き方改革の推進の観点を追加し、改正

技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由により、
専任の監理技術者等が**短期間工事現場を離れることは差し支えないことを明確化**

【前提条件】

- **適切な施工ができる体制^(※)の確保**
- その体制について、注文者の了解

(※)適切な施工ができる体制の例

- 必要な資格を有する代理の技術者の配置
- 工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制の確保等

【留意事項等】 ※新規追加

- 監理技術者等が当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはない
- 監理技術者等が担う役割に支障が生じないようにする
- 監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることをしないよう留意（現場に戻りうる体制の確保は必ずしも要しない等）
- **建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点に留意**（監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制の確保等）

監理技術者等を工事現場ごとに専任で設置すべき期間は契約工期が基本となりますが、**工期中であっても、次に掲げる期間については工事現場への専任は必要としません。**

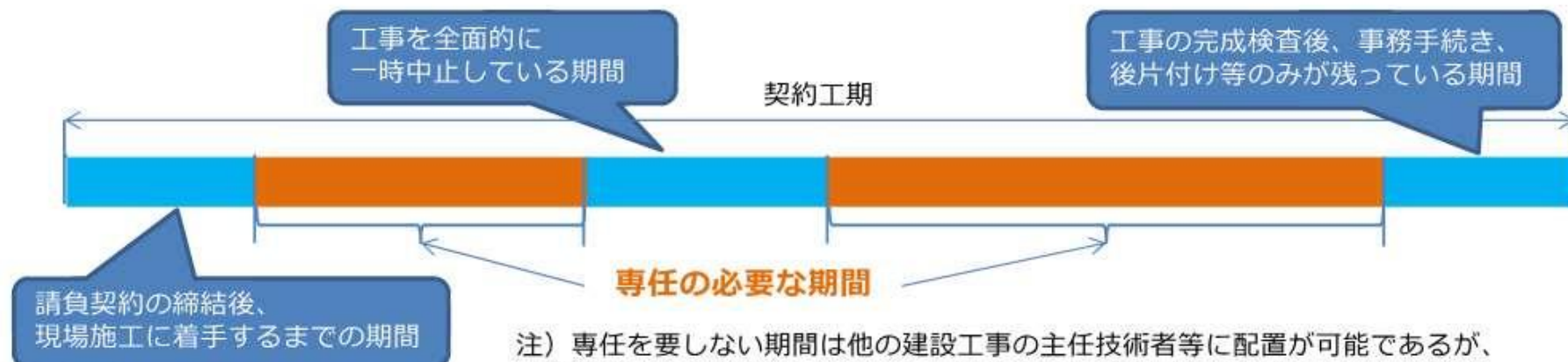
ただし、いずれの場合も、**発注者と建設業者の間で専任を要しない期間が設計図書もしくは打合せ記録簿等の書面により明確となっていることが必要**です。

(監理技術者制度運用マニュアル 三 (2))

■ 専任を要しない期間

[元請の場合]

- ①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ②工事用地等の確保未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③工事完成后、検査が終了（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間



注) 専任を要しない期間は他の建設工事の主任技術者等に配置が可能であるが、兼務可能となるのは、原則として専任を要しない工事のみであることに注意。

■専任を要しない期間（つづき）

[元請の場合]

④橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間



注）工場製作の過程においても、建設工事を適正に施工するため、監理技術者等がこれを管理する必要があります。

[下請の場合]

⑤下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間



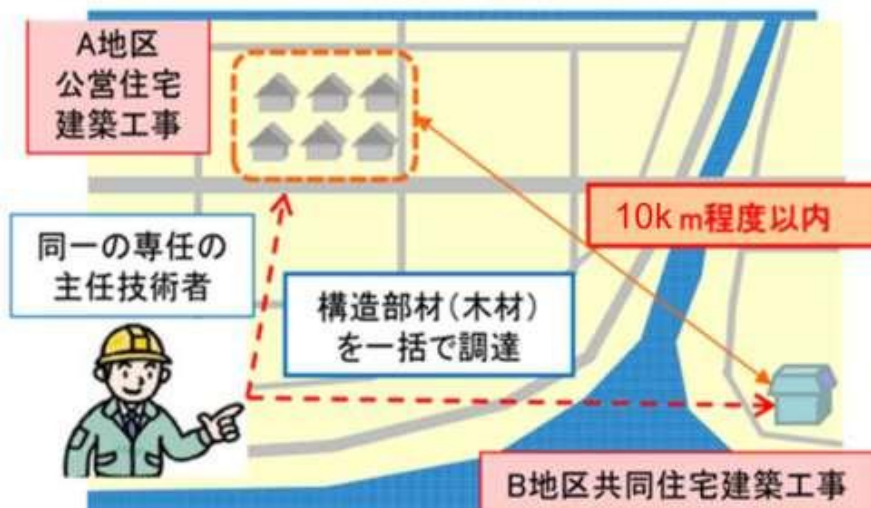
注）自ら施工する工事が無い場合でも、下位の下請業者が施工している期間は、主任技術者は現場に専任する必要があります。

公共性のある重要な建設工事のうち、密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができます。

(建設業法施行令第27条第2項)

(※注意！この規定は、監理技術者には適用されません。)

[例]



密接な関係のある工事とは

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の例

- ・ 2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
- ・ 工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

近接した場所とは

工事現場の相互の間隔が10km程度以内

- 兼任できる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする
- 安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が適切に判断することが必要

二以上の工事を同一の監理技術者等が兼任できる場合の特例



国土交通省
近畿地方整備局

同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と契約を締結する場合、下記の要件を満たせば、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、**これら複数工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理**することができます。

(『監理技術者制度運用マニュアル』三(2))

(発注者は、同一又は別々のいずれでも可)

- ① 契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること
- ② それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの

~~(当初の請負契約以外の請負契約が、**随意契約により締結される場合に限る。**)~~

この場合、これら複数工事を一の工事とみなした取扱いとなるため、これら複数工事に係る下請金額の合計を5,000万円（建築一式工事の場合は8,000）以上とするときは、**特定建設業許可が必要**であり、工事現場には**監理技術者を設置**しなければなりません。

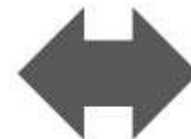
また、これら複数工事に係る請負代金額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上となる場合、**主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者**でなければなりません。

(A工事：建築一式以外)

請 負 代 金 4,600万円
下請代金合計 2,800万円
専任の**主任技術者**

(B工事：建築一式以外)

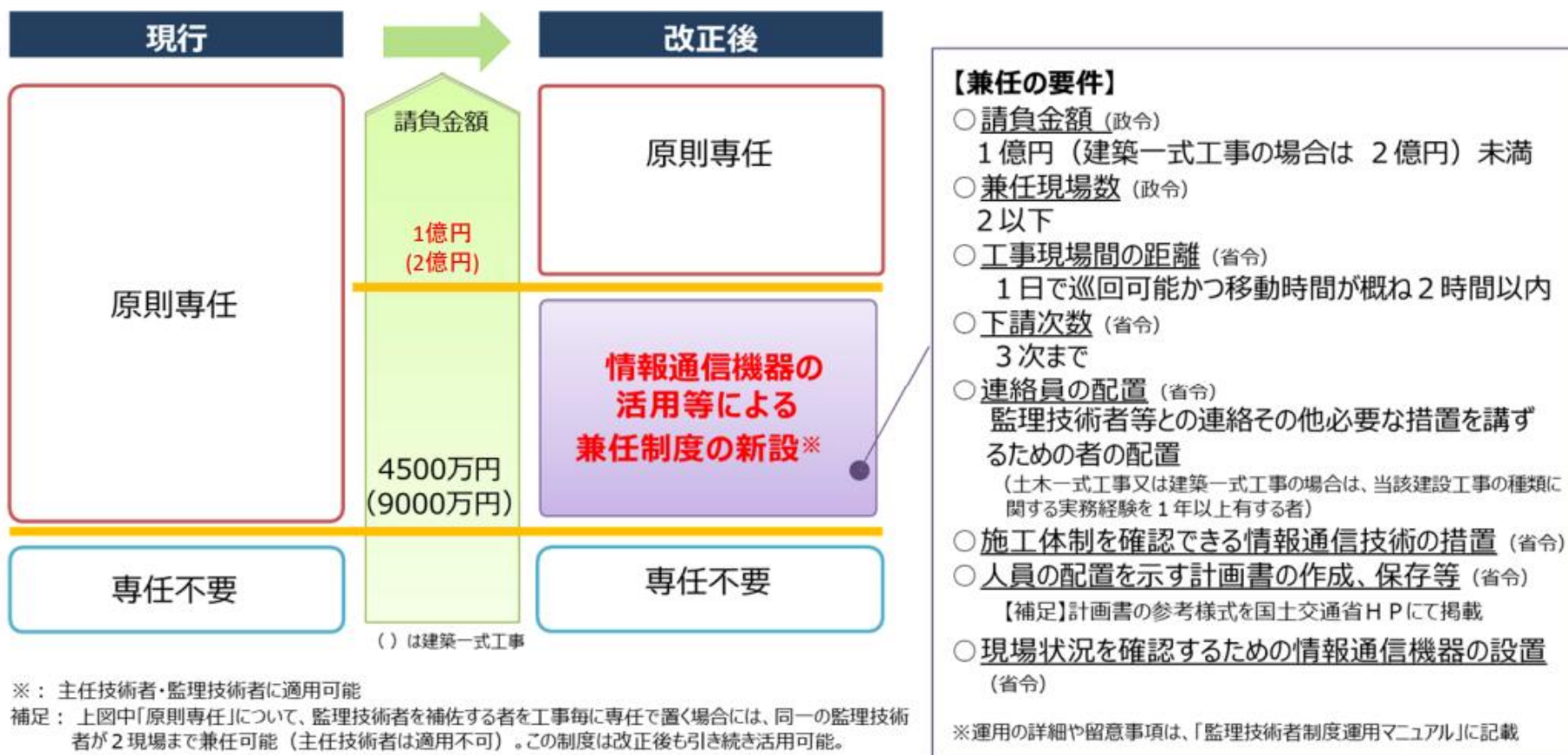
請 負 代 金 4,800万円
下請代金合計 2,500万円
専任の**主任技術者**



A工事とB工事を
一つの工事としてみなす
請 負 代 金 9,400万円
下請代金合計 5,300万円
専任の**監理技術者**

■主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例（専任特例 1 号）

主任技術者又は監理技術者は以下の要件を満たした場合に、専任を要する 2 現場の兼務が可能となります。
（建設業法第 26 条第 3 項第 1 号、第 4 項）



① 監理技術者等の職務

特例監理技術者は、職務を適正に実施できるよう、**監理技術者補佐を適切に指導することが求められます。**特例監理技術者は、その**職務を監理技術者補佐の補佐を受けて実施**することができますが、その場合においても、職務が適正に実施される責務を有することに留意が必要です。監理技術者補佐は、**特例監理技術者の指導監督の下、特例監理技術者の職務を補佐する**ことが求められます。特例監理技術者が現場に不在の場合においても監理技術者の職務が円滑に行えるよう、常に連絡が取れる体制を構築しておく必要があります。

（『監理技術者制度運用マニュアル』二―三）

② 特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲

特例監理技術者が兼務できる工事現場数は2までとされており、兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とされています。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、**あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい**とされています。

（『監理技術者制度運用マニュアル』三（2））

＜参考＞「監理技術者の職務を補佐する者」について

監理技術者の職務を補佐する者は、監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者とされており具体的には以下のいずれかの者となります。

- ・ 建設工事の種類に応じた1級技士補であって、主任技術者要件を満たす者
- ・ 建設工事の種類に応じた監理技術者要件を満たす

（令第28条、国土交通省告示第1057号）

※技士補とは

令和3年度からの新たな技術検定制度において第1次検定に合格した者に与えられる称号です。

対象とする工事 (第2項)

政令で定める特定専門工事は、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして、以下の工事を規定。

- ・鉄筋工事
- ・型枠工事

下請契約の請負代金の額 (第2項)

政令で定める額 (4,500万円) 未満であること
(下請契約が2以上あるときは、その総額)

手続き (第1. 3. 4. 5項)

工事を注文する者 (一次下請A) と工事を請け負う者 (二次下請B、D、E社) が以下の事項を記載した書面において合意をする必要がある。この際、一次下請Aは注文者の書面による承諾を得る必要がある。

- ・特定専門工事の内容
- ・上位下請の置く主任技術者の氏名
- ・その他国土交通省令で定める事項

配置される主任技術者の要件 (第6項)

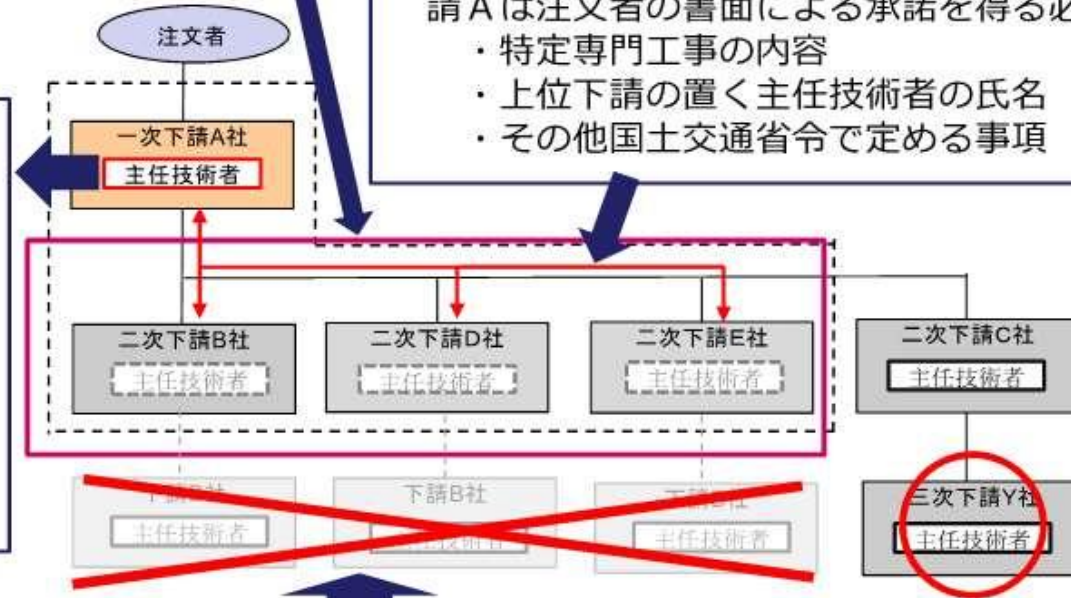
上位下請 (一次下請A社) の主任技術者は、下記の要件を満たす必要がある。

- ・当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すること。
- ・当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。

再下請の禁止 (第8項)

主任技術者を置かないこととした下請負人 (二次下請B、D、E社) は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。⇒違反した場合、監督処分の対象となる

※ 主任技術者を置いている (制度を利用していない) 下請は再下請可能



共同企業体制度 (JV) の定義

共同企業体（ジョイント・ベンチャー、JV）とは、建設企業が単独で受注及び施工を行う通常の場合とは異なり、複数の建設企業が一つの建設工事を受注・施工することを目的として形成する事業組織体のことをいいます。

主な共同企業体 (JV) の結成方式

○特定建設工事共同企業体（特定JV）

大規模かつ技術難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等、工事の規模・性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事毎に結成する共同企業体をいいます。

○経常建設共同企業体（経常JV）

中小・中堅建設企業が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体をいいます。単体企業と同様、発注機関の入札参加資格審査申請時（原則年度当初）に経常JVとして結成し、一定期間、有資格業者として登録されます。

共同企業体 (JV) の施工方式

○甲型（共同施工方式）

全構成員が各々、あらかじめ定めた出資額の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出し、一体となって工事を施工する方式をいいます。

○乙型（分担施工方式）

共同企業体の請け負った工事をあらかじめ工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担した工区の工事を責任を持って施工する方式をいいます。

現場代理人とは、現場において「請負人の任務の代行をする者」

**現場代理人は、標準請負契約約款（※1）で定められた者であり、
建設業法には要件等の規定はない（※2）**

（※1 「公共工事標準請負契約約款」、「建設工事標準下請契約約款」等）

（※2 ただし、現場代理人を選任した場合の通知義務あり〔法第19条の2〕）

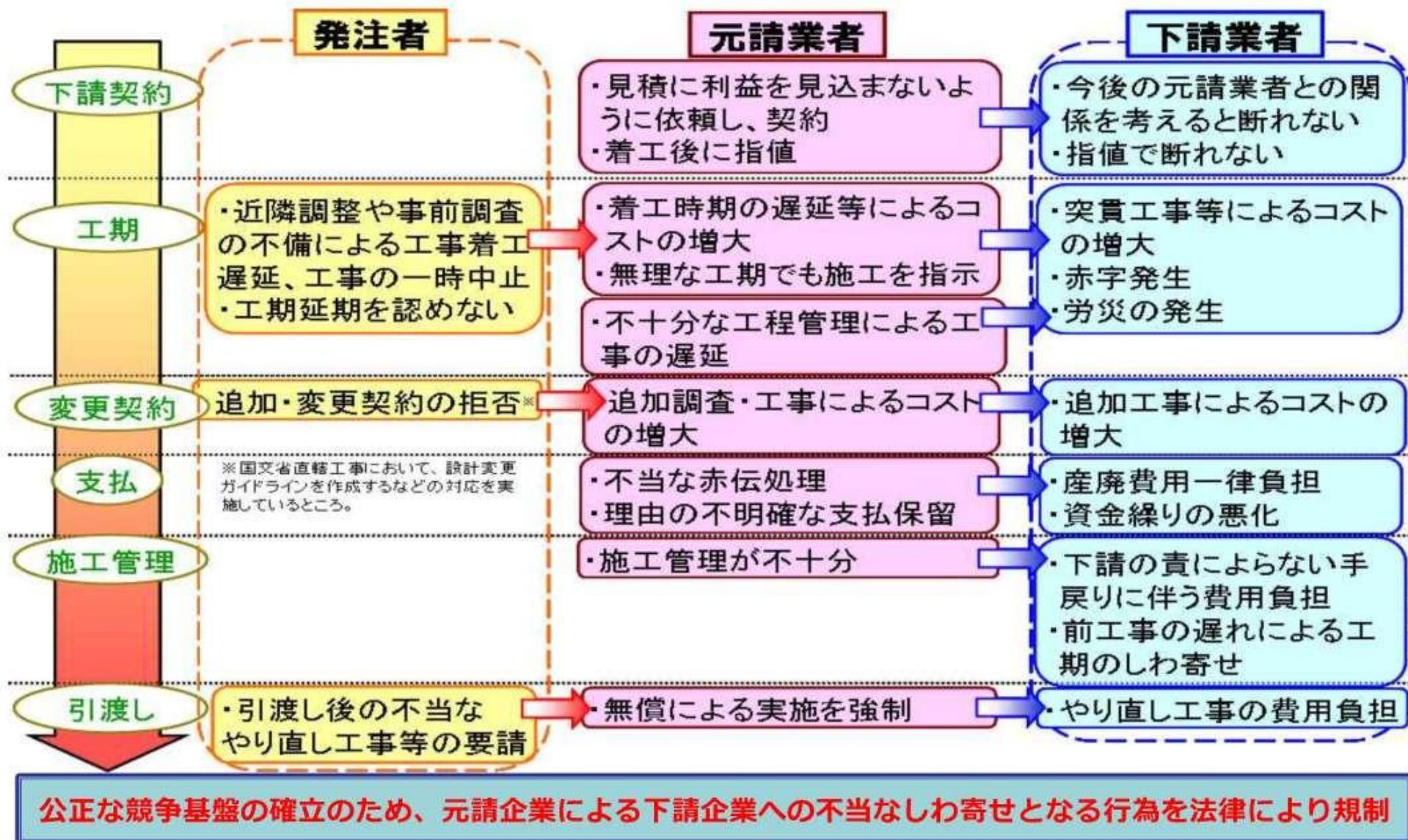
現場代理人と主任技術者又は監理技術者とは兼務可能

**現場代理人は、
原則として工事現場への常駐が求められる**

※標準請負契約約款の改正により、平成22年度以降、現場代理人としての業務に支障がなく、常時連絡が取れる体制にある場合は、常駐を免除することができる



建設工事における適正な下請契約



➤ 請負契約の原則（法第18条）

建設工事の請負契約の当事者は、各々の**対等な立場**における合意に基づいて**公正な契約**を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。



👉 ポイント

「建設工事の請負契約の当事者」には、建設業者だけでなく、**注文者（＝発注者）も含まれます。**

➤ 請負契約の内容（法第19条第1項、第2項）

建設工事の請負契約の当事者は、前条（法第18条）の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

1. 工事内容
2. 請負代金の額
3. 工事着手の時期及び工事完成の時期
4. 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
5. 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
6. 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
7. 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
8. 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め
9. 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

10. 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
11. 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
12. 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
13. 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
14. 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
15. 契約に関する紛争の解決方法
16. その他国土交通省令で定める事項

（令和5年9月の時点では、国土交通省令において定められている事項はありません。）

➤ 建設工事の見積り等（法第20条【抜粋】）

①工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

★①[R2.10.1改正]

②注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を交付しなければならない。

③建設工事の注文者は、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該建設工事の見積りをするために必要な政令で定める一定の期間を設けなければならない。

建設業法施行令第6条（建設工事の見積期間）

① 予定価格が500万円に満たない工事	1日以上
② 予定価格が500万円以上5,000万円に満たない工事	10日以上
③ 予定価格が5,000万円以上の工事	15日以上
（ただし、②③については、やむを得ない事情があるときは5日以内で短縮が可能。）	

➤ 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供（法第20条の2）

★[R2.10.1改正]

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められるときは、契約締結までにその旨及び必要な情報を提供しなければならない。

建設業法施行規則第13条の11（工期等に影響を及ぼす事象）

- ① 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- ② 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

➤ 不当に低い請負代金の禁止（法第19条の3）

注文者は、**自己の取引上の地位を不当に利用して**、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

➤ 不当な使用資材等の購入強制の禁止（法第19条の4）

注文者は、請負契約の締結後、**自己の取引上の地位を不当に利用して**、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機器器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはならない。

➤ 著しく短い工期とする請負契約の禁止（法第19条の5） ★[R2.10.1改正]

注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

例えば、追加工事を指示したにも係わらず、発注者が変更契約に応じない場合、法第19条第2項や法第19条の3に違反する恐れがあります。

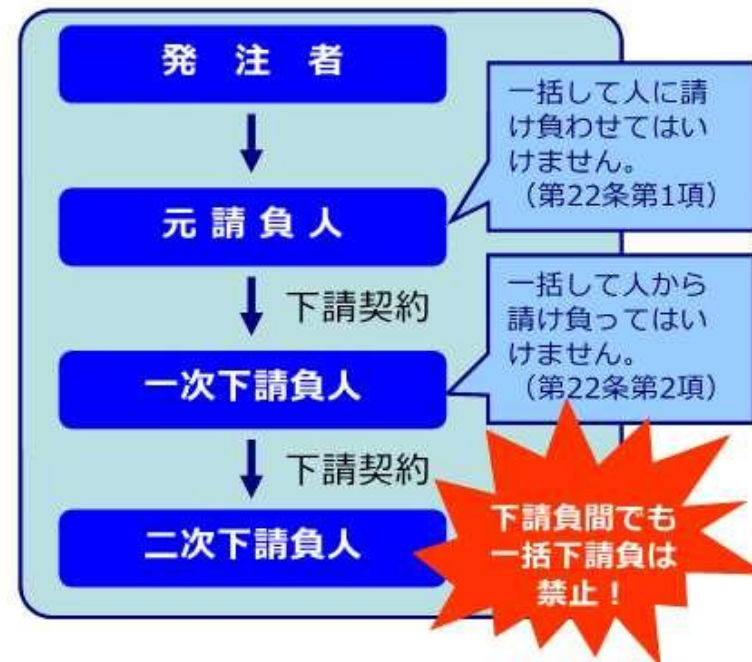
こうした行為は、しばしば手抜き工事や粗雑工事を誘発することとなり、それが引いては労働災害や建設生産物の品質低下を引き起こすこととなります。



工事の一括下請負(丸投げ)とは、工事を請け負った建設業者が、施工において実質的に関与を行わず、下請負人にその工事の全部又は独立した一部を請け負わせることをいいます。建設業法では、これを「**一括下請負**」と呼び、原則として禁止しています。

建設業法が一括下請負を禁止している理由

- ◆ 発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為
- ◆ 施工責任があいまいになることで、手抜き工事や建設労働従事者の労働条件の悪化につながる
- ◆ 中間搾取を目的とした施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招く



一括下請負は、公共工事については全面禁止!

建設業法第22条(一括下請負の禁止)

建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもつてするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

○「実質的に関与」とは、自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいい、具体的な元請・下請の役割については以下のとおりです。

(関連通知：「一括下請負の禁止について（平成28年10月14日付国土建第275号）」)

①元請(発注者から直接請け負った者)が果たすべき役割		②下請(①以外の者)が果たすべき役割	
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	施工計画の作成	○請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○下請負人が作成した施工要領書等の確認 ○元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請負人間の工程調整	工程管理	○請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認	品質管理	○請け負った範囲の建設工事に関する立会確認（原則） ○元請負人への施工報告
安全管理	○安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置	安全管理	○協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	技術的指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守 ○現場作業に係る実地の技術指導※
その他	○発注者等との協議・調整 ○下請負人からの協議事項への判断・対応 ○請け負った建設工事全体のコスト管理 ○近隣住民への説明	その他	○元請負人との協議※ ○下請負人からの協議事項への判断・対応※ ○元請負人等の判断を踏まえた現場調整 ○請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理 ○施工確保のための下請負人調整

⇒ 元請は、以上の事項を全て行うことが求められる

⇒ 下請は、以上の事項を主として行うことが求められる

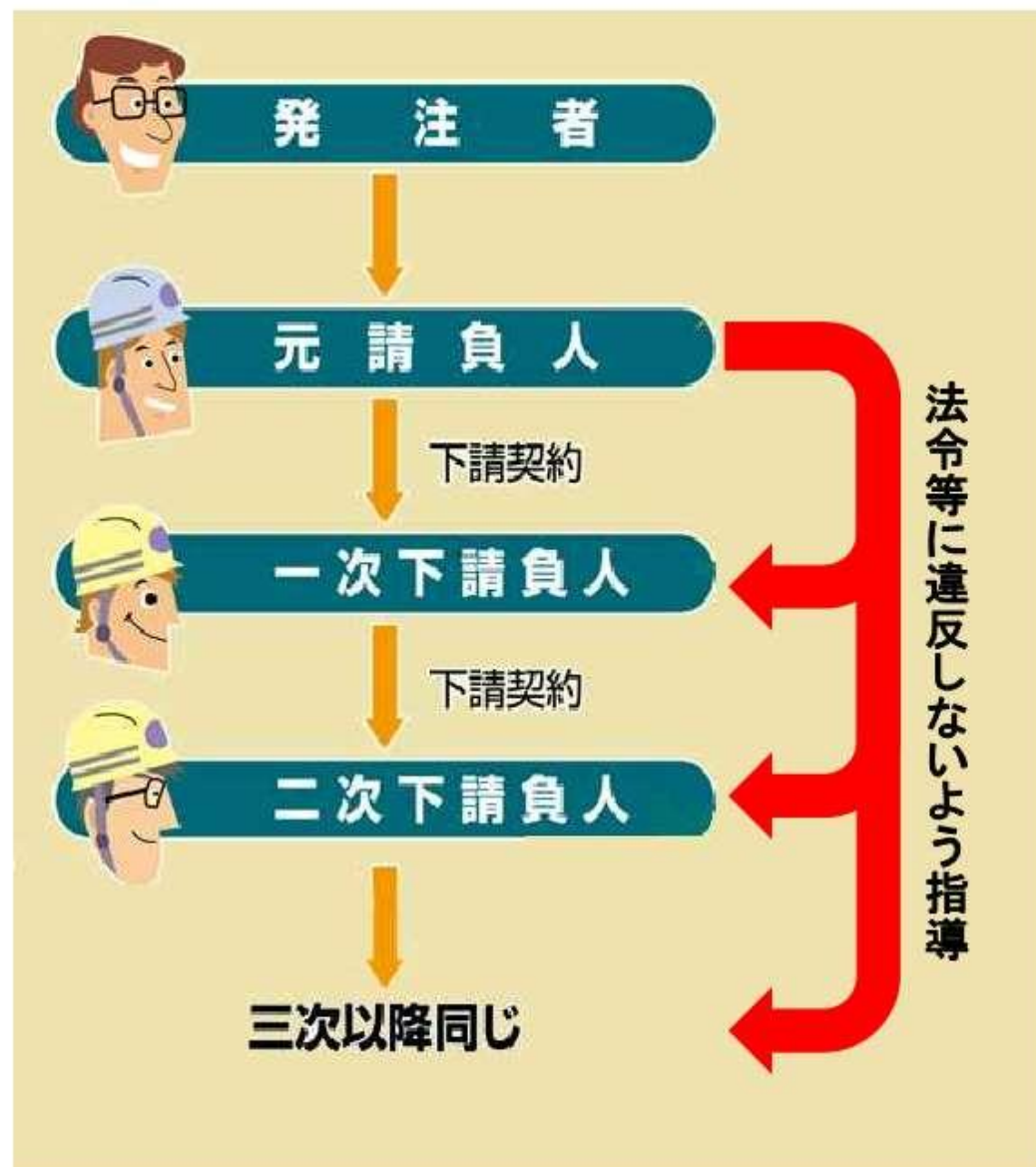
(注) ※は、下請が、自ら請けた工事と同一の種類の工事について、単一の建設企業と更に下請契約を締結する場合に必須とする事項

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者（元請）は、
建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、

- ①建設業法
- ②建設工事の施工に関する法令（建築基準法、宅地造成法等）
- ③建設工事に従事する労働者の使用に関する法令（労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法等）

に違反しないよう

当該下請負人の指導に努める
ものとする。



行政指導・監督処分

建設業法の規定に基づく建設業者への監督・指導

不正行為

(建設業法違反、他法令違反など)

行政指導

指導・助言・勧告

法第41条

①建設工事の適正な施工と建設業の健全な発達を図るために、必要に応じて是正等を求める行為
(法第41条第1項)

②労務費や工事代金の不払いがあった場合に特定建設業者である元請業者に対して、必要に応じて立替払い等の適切な措置を求める行為 (法第41条第2、3項)

裁量行為

監督処分

指示

法第28条

一定の行為について作為又は不作為を命じる

営業停止

法第28条

法律上の地位を一定期間停止させる

許可取消

法第29条

法律上の地位を剥奪する

羈束行為

行政不服審査法 又は 行政事件訴訟法の適用

建設業法の規定に基づく建設業者への監督

指示（法第28条）

- ① 建設業者が建設工事を適正に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれ大であるとき
- ② 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき
- ③ 建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員等）又は政令で定める使用人が業務に関し他の法令に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき
- ④ 一括下請負の禁止の規定に違反したとき
- ⑤ 主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるとき
- ⑥ 建設業者が無許可業者と下請契約（軽微な建設工事に係る契約を除く。）を締結したとき
- ⑦ 下請負人である建設業者が、特定建設業以外の建設業を営む者と下請代金の額が4,500万円（当該建設業が建築工事業である場合には、7,000万円）以上となる下請契約を締結したとき
- ⑧ 建設業者が、情を知って営業停止期間中の建設業者と下請契約を締結したとき
- ⑨ 履行確保法（第3条第1項、第5条又は第7条第1項の規定）に違反したとき
- ⑩ 建設業法、入札契約適正化法（第15条第2項又は第3項）又は履行確保法（第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項又は第10条）の規定に違反したとき

営業停止（法第28条）

- (1) 指示処分の対象行為のうち、上記①～⑩のいずれかに該当するとき（※その事実について情状が重く、建設業者に対する指示処分のみでは十分でない認められ、かつ、情状が特に重いとして許可の取消し処分に至るものでないもの）
- (2) 指示処分に従わないとき

許可取消（法第29条）

- ① 建設業の許可要件を満たさなくなった場合
- ② 一定の欠格事由に該当したとき
- ③ 許可換えが必要であるにもかかわらず、新たな許可を受けないとき
- ④ 許可を受けてから1年以内に営業を開始せず、又は引き続いて1年以上営業を休止した場合
- ⑤ 許可に係る建設業者を廃業等したとき
- ⑥ 不正の手段により許可を受けたとき
- ⑦ 指示処分対象行為のうち、上記①～⑩のいずれかに該当し、情状特に重い場合又は営業停止処分に違反したとき
- ⑧ 建設業の許可を受けた建設業者が付された条件に違反したとき

監督処分基準による主な営業停止事案と営業停止期間

談合・贈賄等

○刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）
補助金等適正化法違反、独占禁止法違反

- ・代表権のある役員 **1年**
- ・代表権のない役員等及び令3条の使用人 **120日以上**
- ・その他職員 **60日以上**
- ・独禁法に基づく排除措置命令 又は
課徴金納付命令 **30日以上**

請負契約に関する不誠実行為

- 競争参加資格確認申請書等の虚偽記載 **15日以上**
- 虚偽申請による経審結果の発注者への提出 **30日以上**
- 監査加点、かつ、監査書類等への虚偽記載 **45日以上**
- 一括下請負 **15日以上**
- 主任技術者・監理技術者の不設置 **15日以上**
- 不正受検による資格取得者の現場配置 **30日以上**
- 手抜き・粗雑工事による重大な瑕疵 **15日以上**
- 施工体制台帳等の不作成又は虚偽作成 **7日以上**
- 無許可業者との請負契約 **7日以上**

事故

○公衆危害

公衆に死亡者 又は 負傷者3名以上の事故で
役職員が業務上過失致死傷罪 **7日以上**

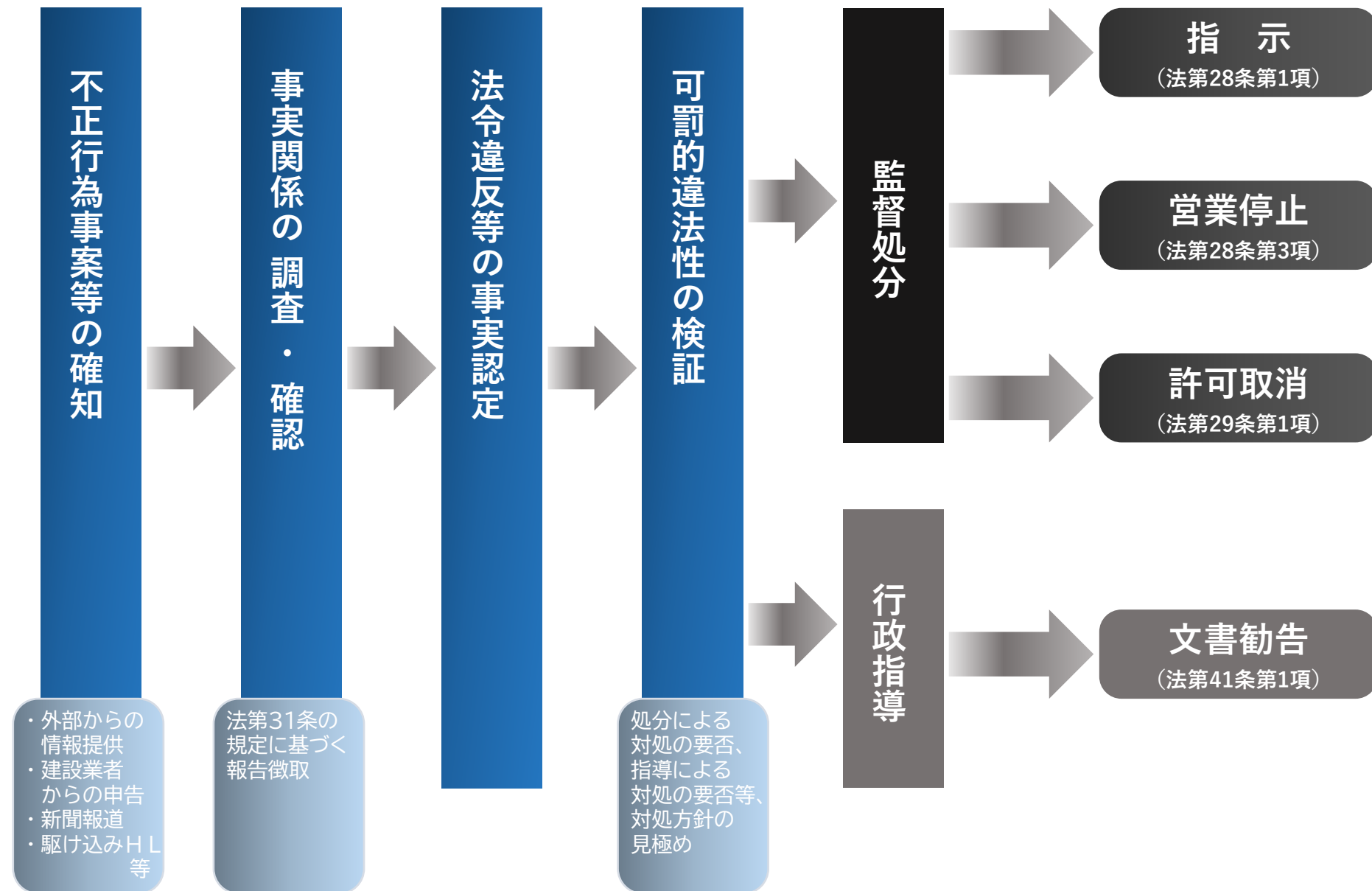
○工事関係者事故

工事関係者に死亡者又は負傷者3名以上の事故で
業務上過失致死傷罪 **3日以上**

他法令違反等

- 建設工事の施工等に関する他法令違反
（建築基準法、労働基準法、特定商取引法、賃貸管理適正化法）
3日以上 又は 7日以上
（宅地造成及び特定盛土等規制法、廃棄物処理法）
7日以上 又は 15日以上
- 役員等による信用失墜行為等
（法人税法、消費税法等の税法違反、暴力団対策法、
健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法違反）
3日以上 又は 7日以上
- 履行確保法違反 **7日以上 又は 15日以上**

監督処分の実施までの流れ



指名停止措置

- 指名停止措置とは、発注者が競争参加資格を認めた有資格業者に対して、一定期間、その発注者が発注する建設工事の競争入札に参加させないとするものであり、会計法や地方自治法の運用として発注者が行う行政上の措置
- 指名停止措置は、国の機関や都道府県等で指名停止措置に関する措置要領や運用基準を定め、これに基づき発注者がそれぞれの判断により実施
- 国の機関等については、「中央公共工事契約制度運用協議会」を設置し、指名停止措置基準モデルを策定するとともに、申し合わせをしており、この標準モデルを踏まえて、それぞれの措置要領や運用基準を策定



- 国土交通省の地方整備局(港湾空港関係事務は適用除外)は、工事請負契約に係る指名停止の措置要領(昭和59年3月29日建設省厚第91号(最終改正は平成19年8月31日国地契第26号))に基づき、指名停止措置を実施

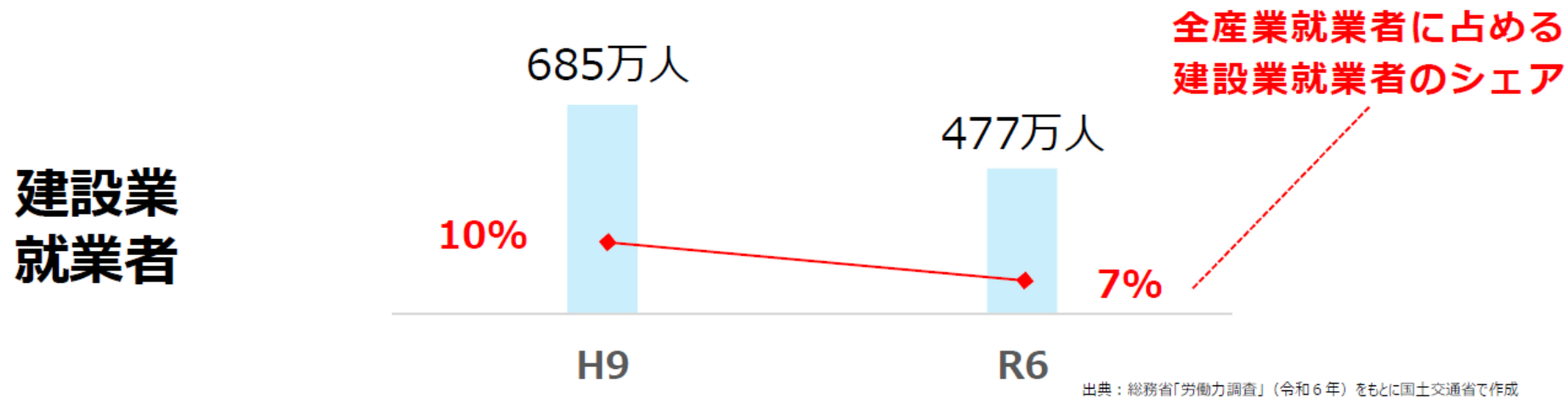
「発注者が行う指名停止措置」と「建設業法に規定される営業停止」との相違点

	根拠法令	行政手続法	適用範囲等
指名停止	なし (会計法等の運用)	不利益処分に 非該当	指名停止措置を行なった発注者 契約に係る行為 指名停止措置を受けた発注者
営業停止	あり (建設業法)	不利益処分に 該当	営業停止処分に係る全ての営業

担い手三法改正について

1. 改正の背景
2. 新ルールの導入
 - 2-1. 労務費の基準
 - 2-2. 著しく短い工期
 - 2-3. 内訳明示した見積書
3. 労務費に関する実効性の確保
 - 3-1. 建設技能者を大切にする企業の自主宣言
 - 3-2. 建設キャリアアップシステム
 - 3-3. コミットメント条項
 - 3-4. 労務費ダンピング調査
4. みなさまへメッセージ

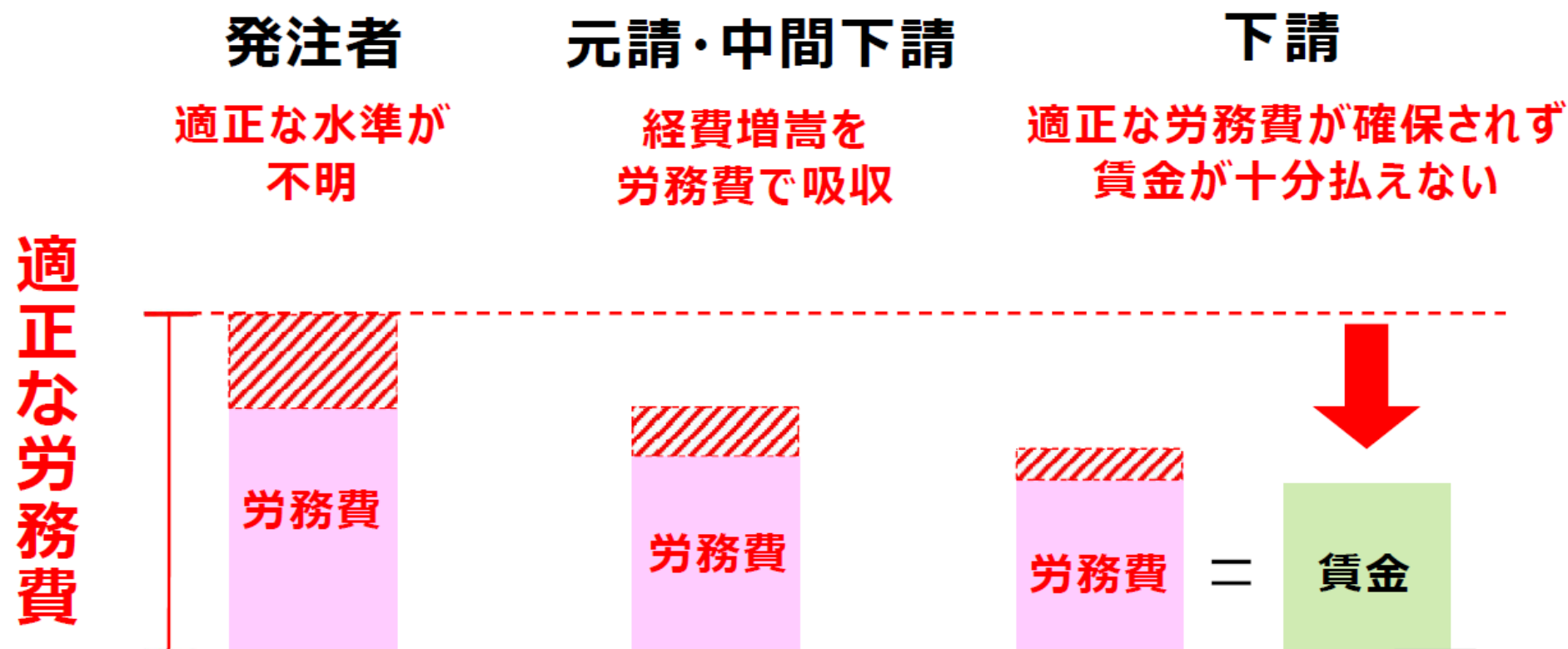
- ▶ 建設業は、**中長期的な担い手の確保**が喫緊の課題
- ▶ 若年層の入職・定着のためには、他産業より**賃金が低く、就労時間も長い状況の改善が不可欠**



	賃金	労働時間
建設業※	443万円/年(▲15.9%)	1,987時間/年(+2.5%)
全産業	527万円/年	1,939時間/年

▶ また、建設工事の請負契約の特性※を背景として、 適正な労務費（＝賃金の原資）が確保できていない

※ 過度な重層下請構造、総価一式の契約慣行、相場が分かりづらい、削減が容易、技能者の処遇を考慮せず安価に請け負う業者が競争上有利 等



- ▶ 建設業者に対し、労働者の**適正な処遇確保を努力義務化** (第25条の27)
 - ▶ 中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」に加え「**労務費に関する基準**」を作成・勧告し、**適正な労務費を提示** (第34条第2項)
 - ▶ 適正な労務費等と比べ**著しく低い労務費等**※1による**見積りや見積り変更依頼を禁止** (第20条第2項、第6項)
 - ▶ 総価として**原価に満たない金額**による契約締結を**受注者にも禁止** (第19条の3第2項)
 - ▶ **著しく短い工期**による契約締結を**受注者にも禁止** (第19条の5第2項)
- 違反した建設業者は**指導・監督**/発注者※2は**勧告・公表**の対象 (第41条第1項等、第19条の6)

※1 材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

※2 適正な労務費を含む通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結による勧告の対象になり得るのは公共発注者のみ

労務費に関する基準（令和7年12月2日 中央建設業審議会決定）

発注者・元請

全ての契約段階で適正な労務費を確保！

「労務費に関する基準」

適正な労務費

材料費
自社利益等
下請利益等
雇用経費

労務費

1 次下請

自社利益等
下請利益等

雇用経費

労務費

2 次下請

自社利益等

雇用経費

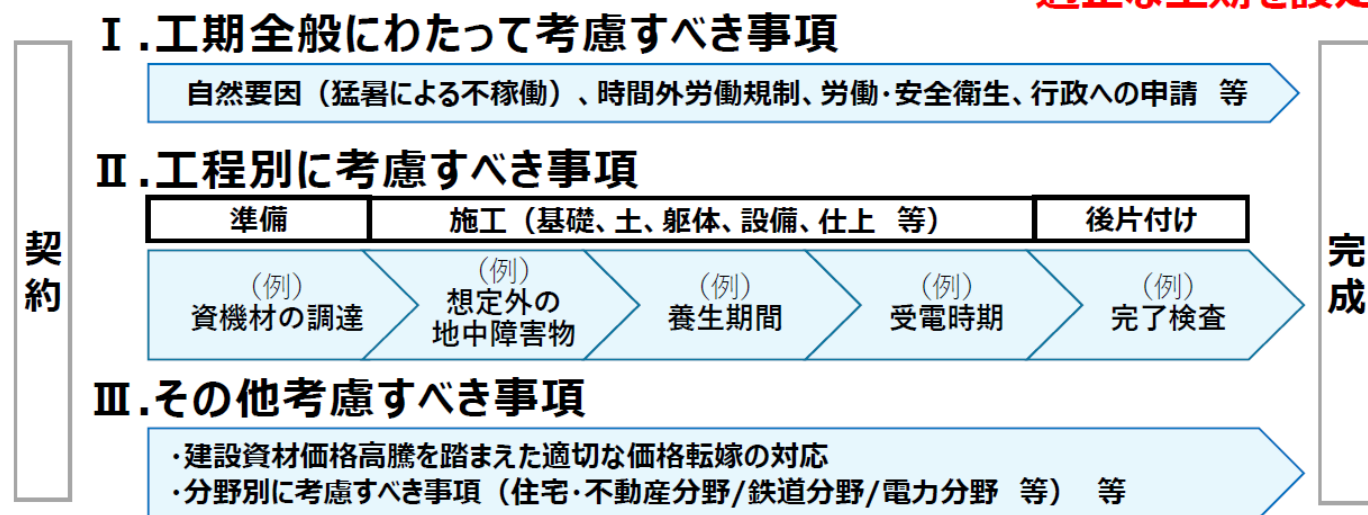
労務費

技能者

賃金

工期に関する基準 (令和6年3月27日 中央建設業審議会決定)

**注文者・受注者双方が「工期に関する基準」を考慮し、
適正な工期を設定！**

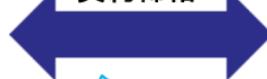


注文者

受注者

- ◆取引上の地位を不当利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止
- ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約の締結を禁止

契約締結



原価割れ・著しく短い
工期が注文者・受注者
ともに禁止に

- ◆正当な理由（省令で規定）がなく、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止 <R6改正>
- ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約の締結を禁止 <R6改正>

工期に関する基準

令和2年7月20日
(令和6年3月27日最終改定)
中央建設業審議会決定

(2) 休日・法定外労働時間

建設業をより魅力的な産業とするため、また、時間外労働規制を遵守していくためにも、より一層、建設業の働き方改革を推進する必要がある。

法定外労働時間

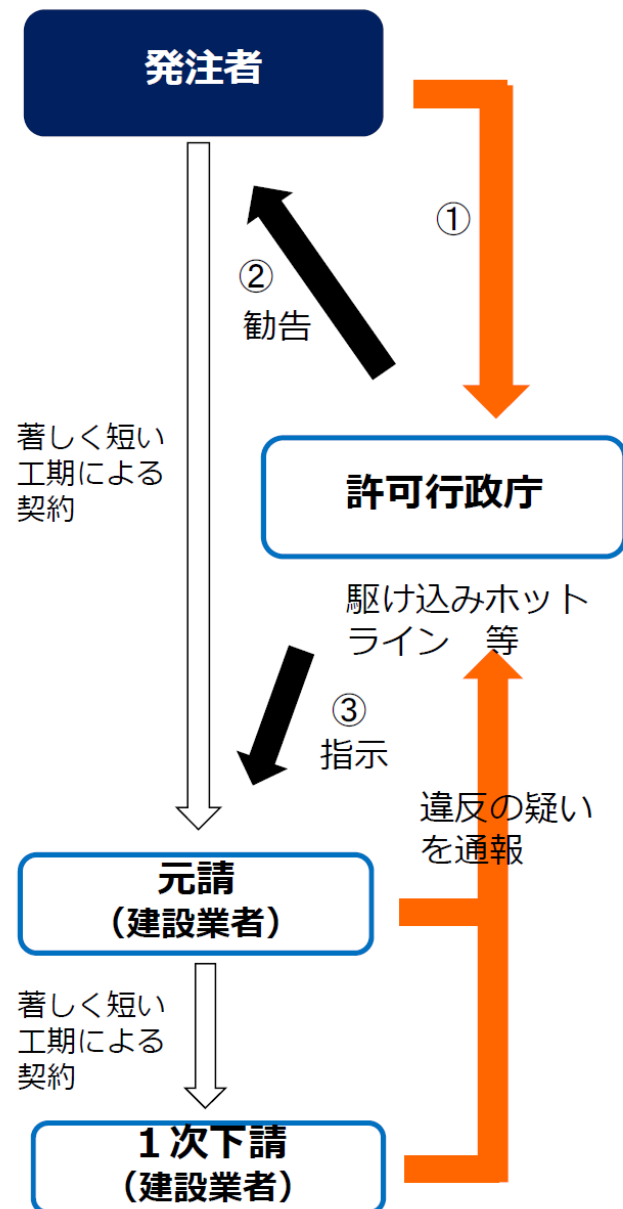
労働基準法における法定労働時間は、1日につき8時間、1週間につき40時間であること、また時間外労働規制は、労働基準法上の上限であって、労使の合意があってもこれを超えて働かせることのできない上限であることを十分理解し、その遵守を徹底する必要がある。また、時間外労働規制の対

週休2日の確保

建設工事の目的物は、道路、堤防、ダム、鉄道、住宅、オフィスビルなど多岐にわたり、工事の進め方は、オフィスや鉄道など、土日の作業が望ましいとされてきた工事があるように、工事内容によって千差万別である。

国全体として週休2日が推進される中、建設業では長らく週休1日(4週4休)の状態が続いていたが建設現場の将来を担う若者をはじめ、建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、建設業の担い手一人ひとりが週休2日(4週8休)を確保できるようにしていくことが必要である。そして、週休2日(4週8休)をすべての建設現場に定着させていくためには、建設業界が一丸となり、意識改革から始めなければならない。現在多くの建設業団体が行っている4週

著しく短い工期の禁止に違反した場合の措置



① <公共工事の場合> <入契法>

建設工事の受注者（元請）が下請業者と著しく短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合は、当該工事の発注者は当該受注者の許可行政庁にその旨を通知しなければならない。

<入契法>

第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足る事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

一 （略）

二 第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項、第二項若しくは第四項又は同法第十九条の五、第二十六条第一項から第三項まで、第二十六条の二若しくは第二十六条の三第六項の規定に違反したこと。

② 国土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、勧告を行うことができ、従わない場合はその旨を公表することができる。

※必要があるときは発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能。

※勧告等の対象となる建設工事の請負代金の額の下限は、500万円（建築一式工事にあつては1,500万円）。

<建設業法>

第十九条の六 （略）

2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

③ 建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣等は建設業法第41条を根拠とする勧告や第28条を根拠とする指示処分を行う。
（通常と同様）

※建設業法第31条を根拠とする立入検査や報告徴収も可能

駆け込みホットライン(平成19年4月開設)

開設の目的

- 法令違反の通報窓口として、各地方整備局等に設置
- 通報により法令違反の疑いがある建設業者に対しては、必要に応じて立入検査等を実施
- 法令違反が認められた場合は、許可行政庁が指導監督を通じて適正化
- 通報者が特定されて不利益が生じないように、立入検査等の方法を工夫

—建設業法違反通報窓口—
駆け込みホットライン



あつたら違反、
なくそう通報!

全国
共通

TEL. 0570-018-240

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。
受付時間／10:00～12:00 13:30～17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

FAX. 0570-018-241

E-mail. hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

※通報者に不利益が生じないよう情報を取り扱います

駆け込みホットラインでは建設業法違反に関する通報を受け付けております。
具体的な違反事例については次頁及びガイドラインをご覧ください。

国土交通省
建設業法令遵守推進本部

「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反事例 ＜建設業法に係る違反行為の通報を受け付けます＞



※ 建設業法違反となる取引上の行為や注意点はこちら
(建設業法に違反し得る事案かどうか通報前に下記ガイドラインや法令をご確認の上、通報願います)
建設業法令遵守ガイドライン 検索

※ 元請・下請間の取引に関するトラブルの相談窓口はこちら
建設業取引適正化センター 検索

東京: TEL 03-3239-5095 E-mail: tokyo@tekitori.or.jp
大阪: TEL 06-6767-3939 E-mail: osaka@tekitori.or.jp

駆け込みホットラインに電話をするとき最寄りの地方整備局
等の「建設業法令遵守推進本部」につなぐります。

法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入
検査等を実施します。

※通報するにあたっては、下記の項目をできる限り明らかにしていただくことが望めます。

1. 通報される方の情報(匿名可)

氏 名	
会 社 名	
住 所	
電 話 番 号	
E-mail	

2. 違反の疑いがある行為者の情報

会 社 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
建設業許可番号	
電 話 番 号	

3. 違反の疑いがある行為(具体的事実)

いつ	
どこで	
だれに対して	
何をしたら(上記違反事例 ガイドラインを参考に記載くだ さい)	

R6.12月版

建設業取引適正化センター(平成21年7月～)

【名称】 建設業取引適正化センター

【開設】 平成21年7月29日

【体制】 センター東京、センター大阪

職員各2名 (弁護士：月3回以上 / 有識者：月2回以上)

【業務】 弁護士や土木・建築の学識経験者等により適切かつ迅速なアドバイスを実施

○紛争解決やトラブル防止に向けたアドバイス

○建設業法の説明や関係法令を所管する行政機関（厚生労働省、中小企業庁など）の紹介

○あっせん、調停、仲裁等の希望者には、建設工事紛争審査会の紹介

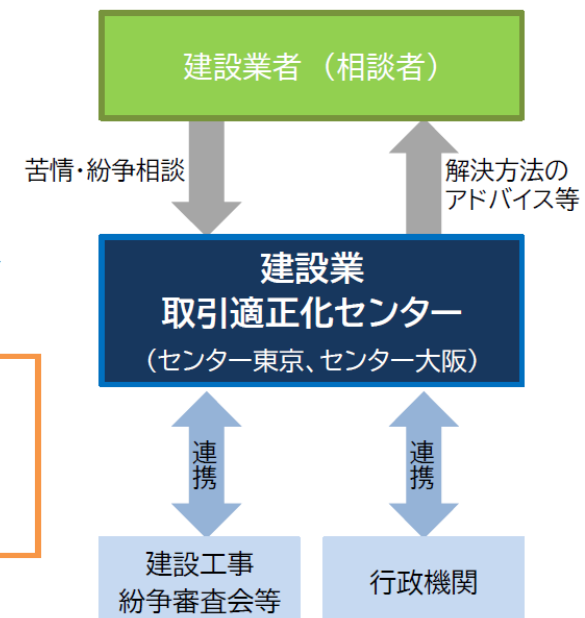
<相談事例>

- ・代金の支払いを巡って契約当事者間でもめている。
- ・下請代金の支払時に減額処理されて困っている。
- ・一方的に下請代金額を決められてしまった。
- ・建設業法に違反すると考えられる行為を受けている。 など

<相談件数の推移>

年度	相談件数
H30年度	1,327件
R元年度	1,474件
R2年度	1,350件
R3年度	1,408件
R4年度	1,528件
R5年度	1,604件

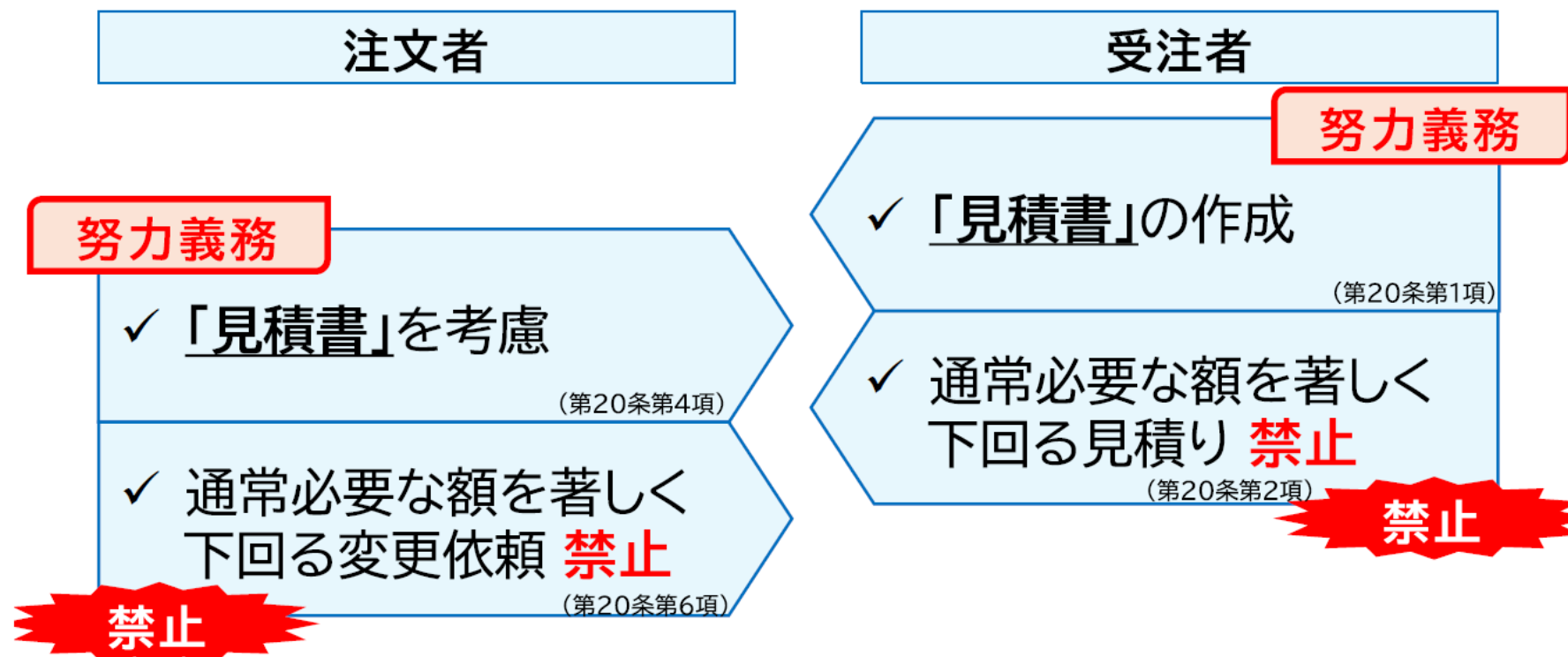
令和4年度（内訳）		合 計	構成比
1	工事瑕疵	90件	5.6%
2	工事遅延	13件	0.8%
3	工事代金の争い	39件	2.4%
4	契約解除	54件	3.4%
5	下請代金の争い	1,053件	65.7%
6	その他	355件	22.1%
合計		1,604件	100%



新ルール下の取引について

▶ 労務費等[※]を内訳明示した「見積書」が重要

※ 材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金



違反した場合

▶ 発注者

国土交通大臣等から
勧告・公表 (第20条第7項)

▶ 建設業者

国土交通大臣等から
指導・監督 (第28条、第41条第1項等)

注文者	受注者
取引上の地位を不当利用し、 「通常必要と認められる原価」に 満たない金額による 契約締結 禁止 (第19条の3第1項) 「通常必要と認められる期間」より 著しく短い工期による 契約締結 禁止 (第19条の5第1項) ※いずれも改正前から規定あり	正当な理由なく、 「通常必要と認められる原価」に 満たない金額による 契約締結 禁止 (第19条の3第2項) 「通常必要と認められる期間」より 著しく短い工期による 契約締結 禁止 (第19条の5第2項)

禁止

違反した場合

➤発注者^{※1}

国土交通大臣等から
勧告・公表 (第19条の6)

➤建設業者（注文者^{※2}）

公正取引委員会からの
措置 (第42条第1項)

➤建設業者^{※3}

国土交通大臣等から
指導・監督 (第28条、第41条第1項等)

※2 「通常必要と認められる原価」に満たない金額による契約締結の場合のみ

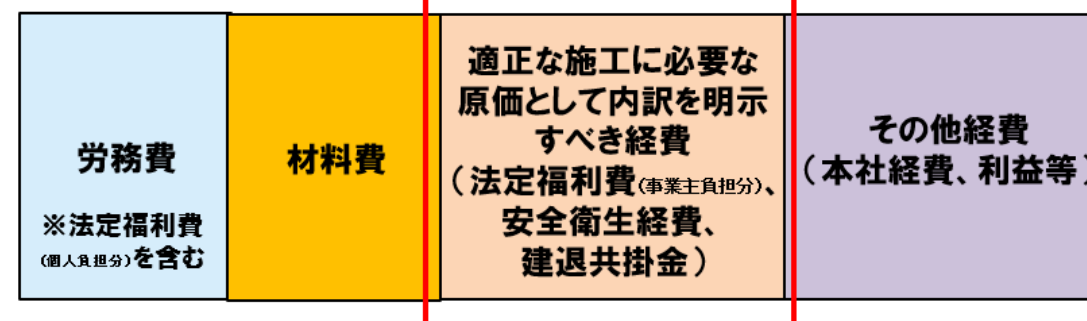
※3 注文者として「通常必要と認められる原価」に満たない金額による請負契約を締結した場合は指導のみ

労務費とあわせて確保すべき「必要経費」の取扱い明確化

改正建設業法第20条に基づき見積書で内訳明示すべき必要経費の範囲について

- 技能者の総合的な処遇を確保するためには、請負契約において、労務費（賃金の原資）だけでなく、一定の範囲の必要経費についても確保されることが必要。
- この際、建設業法における「通常必要と認められる原価」として適正な確保を求めてきた経費（**法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金**）について、材料費・労務費と同様に内訳明示の対象とし、適正額を著しく下回る見積り・見積り変更依頼を禁止。**労務費確保に伴うしわ寄せをまずもって防ぐ。**

<工事価格の構成イメージ>



- また、上記の費目以外にも、事業主は雇用に伴う必要経費を負担しており、賃金をはじめとする労働者の適切な処遇に必要な費用を原資とした価格競争が行われることのないよう、契約当事者間で、その負担について十分に協議することが必要である。

法定福利費 （事業主負担分）

- これまで、建設業者に対し、「標準見積書」の活用などにより、法定福利費が明示された見積書の提出と、その尊重を要請
- 法定福利費は、関係法令に基づき義務的に負担する経費であり、必要経費として確保する必要

安全衛生経費

- これまで、建設業者に対し「安全衛生対策項目の確認表」や「標準見積書」の活用などにより、その適切な確保を要請
- 安全衛生経費は、労働安全衛生法に基づく労働災害防止対策等を実施するための経費であり、必要経費として確保する必要

建退共掛金

（見積もる者が証紙又はポイントを購入する場合）

- これまで、受注者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合は、公共工事、民間工事の別を問わず、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費として、適正な確保を要請
- 建退共掛金は、中退共法に基づき建退共制度加入事業者（又は証紙一括購入を受託する元請）が負担する経費であり、必要経費として確保する必要
- ※ 建退共制度関係事務については、できる限り、元請が受託するようお願いしているところであり、その運用を変更することを意図するものではない

労務費等を内訳明示した「見積書」

見積番号

令和 年 月 日

御中

会社名 所属部門/担当

住所: TEL: - - FAX: - -

【A】見積金額合計(税抜)

-

【A'】見積金額合計(税込)

- -

消費税額

-

税率

10%

工 事 名	
工 事 場 所	
見積有効期限	令和 年
支 払 条 件	
工 期	自 令和 年
	至 令和 年
受 渡 場 所	
そ の 他	

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、

建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経 費		金 額（税 抜）
材料費		-
労務費	備考） ※歩掛について特記事項がある場合などに記入 ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定 福利費（事業主負担分）等は含まれない	-
法定福利費（事業主負担分）		-
建退共掛金		-
安全衛生経費		-

※ 見積金額合計には、記載外の費用（諸経費等）も含まれます。また、安全衛生経費は労務費等と一部重複することがあります。このため、見積書合計（A）と、材料費、労務費、法定福利費（事業主負担分）・建退共掛金・安全衛生経費の合計は一致しません。

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。

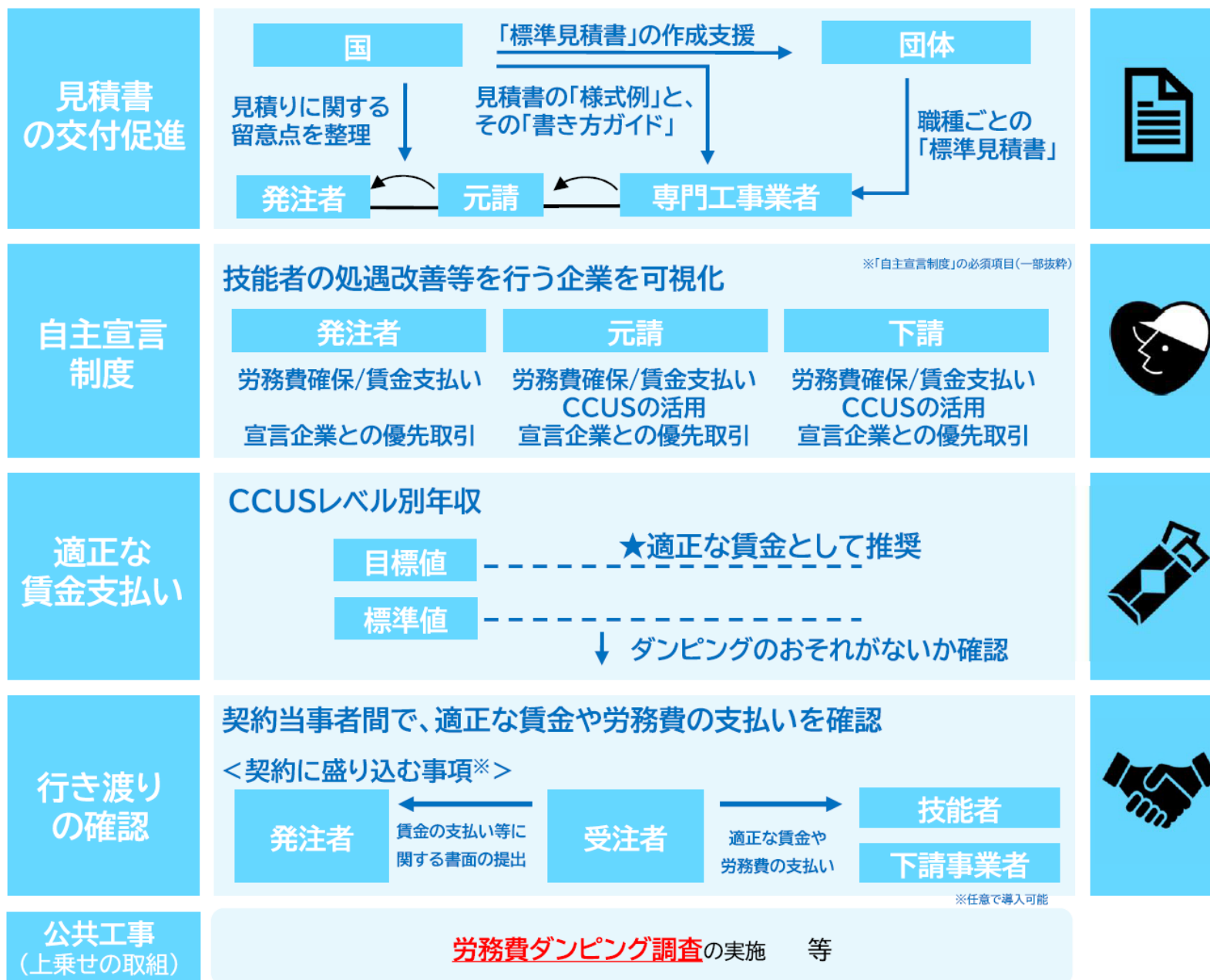
また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。
下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

（参考）建設労働者の雇用に伴う必要経費（労務費を除く）の合計	-
--------------------------------	---

以上のとおり、お見積り申し上げます。

労務費に関する基準の実効性確保





制度目的

建設業への技能者の減少が続く中、技能者を大切に、処遇改善に積極的に取り組もうとする事業者がその旨を宣言することにより就業者に選ばれることなどにより、処遇改善の取組が持続的に行われることとなる枠組みを作ることが目的としている。

自主宣言項目

必須項目

ア) 労務費確保・賃金支払い等のための取組

＜元請事業者・下請事業者・発注者＞

- ・ 労務費、材料費等の内訳を明示した見積書を作成すること
- ・ 下請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重すること
- ・ 技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと
- ・ 担い手の育成に取り組むこと
- ・ 国が建設工事に従事する者の適正な処遇の確保等を図るため行う調査に協力すること。

＜発注者＞

- ・ 元請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重すること

イ) CCUS の活用

＜元請事業者＞

以下の①～③から、自社で取り組む内容を選択する(①又は②は必須。③は技能者を雇用している場合は必須。)

- ① 全ての現場において、CCUS を利用する全ての技能者が就業履歴を蓄積するよう、必要な環境整備や履歴蓄積の促進に取り組むこと。
- ② CCUS を利用する技能者が就業履歴を蓄積できるよう、必要な環境整備に取り組むこと。
- ③ 雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと。

＜下請事業者＞

- ・ 雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと。

ウ) 宣言企業との取引優先

＜元請事業者・下請事業者・発注者＞

- ・ 取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。

任意項目

＜元請事業者・下請事業者・発注者＞

- ・ 生産性向上・外国人活躍・他の認定・認証制度を受けている等、各事業者が取組を自由に記載できることとする。

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況

○ 審査基準日以前に宣言し、ポータルサイトに宣言が掲載されている場合に加点

【宣言の必須項目】

- ① 労務費の確保・行き渡り等のための取組
- ② CCUSの活用(就業履歴の蓄積)
- ③ 宣言企業との取引優先

宣言した場合

5点

自主宣言掲載開始日以降の改正予定



建設技能者を大切にする企業の自主宣言【愛称】職人いきいき宣言

マイページにログイン

お問い合わせ

宣言企業：352社 取組開始企業数：206社

建設技能者を大切にする企業の
自主宣言制度・メリット

宣言の申請

宣言企業検索

よくあるご質問

お知らせ

取組開始日

から まで ☐ 開始 ☐ 予定

会社名（団体名/漢字）

会社名（団体名/カナ）

クリアする

検索する

検索結果

全 5 件中 [1 - 5]									
« 最前 < 前 次 > 最終 »									
詳細	立場	会社名(漢字)	都道府県	住所	宣言日	取組開始日	大臣知事コード	許可番号	法人番号
	元請	新和建設（株）	京都府	舞鶴市南浜町 2 - 2、 2 - 1	2025年12月12日	2026年4月1日	26:京都府知事	000174	5130001043427
	元請	清原建設（株）	京都府	京都市西京区大枝西長 町 1 - 7 2	2025年12月15日	2025年12月15日	26:京都府知事	015112	9130001008112
	元請	（株） 斉藤造園	京都府	京都市西京区大原野北 春日町 3 3 9 - 3	2025年12月15日	2025年12月15日	26:京都府知事	020110	9130001008203
	下請	（有） オカムラ	京都府	木津川市山城町綺田柏 谷 3 3	2025年12月25日	2026年2月1日	26:京都府知事	026117	4130002029946
	元請	日新建工（株）	京都府	京都市北区紫竹北大門 町 7 2 - 1	2025年12月25日	2026年1月5日	26:京都府知事	041350	2130001007013

- ◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を算出。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。
- ◎目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンプの恐れがないか重点的に確認する。

ブロック別 (全分野) (年収)

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

	レベル1(単位:万円) (標準値～目標値)	レベル2(単位:万円) (標準値～目標値)	レベル3(単位:万円) (標準値～目標値)	レベル4(単位:万円) (標準値～目標値)
全 国	385～523以上	420～587以上	444～645以上	550～719以上
北 海 道	356～483以上	388～543以上	411～597以上	508～665以上
東 北	412～559以上	449～628以上	475～690以上	588～769以上
関 東	412～559以上	449～628以上	476～691以上	588～769以上
北 陸	391～532以上	427～597以上	452～657以上	559～732以上
中 部	408～555以上	446～623以上	472～685以上	584～763以上
近 畿	378～513以上	413～577以上	437～634以上	540～706以上
中 国	329～447以上	359～502以上	380～552以上	470～615以上
四 国	351～477以上	383～535以上	405～589以上	501～656以上
九州・沖縄	365～496以上	399～557以上	422～613以上	522～683以上
参考①特殊作業員	404～544以上	443～612以上	449～662以上	569～744以上
参考②普通作業員	342～462以上	375～519以上	381～562以上	483～631以上

＜試算条件＞・CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査(令和6年10月調査)の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成

・労務費調査においてレベル評価されていない標準点も経験年数と資格を基にレベルを推定(レベル1相当:5年未満、レベル2相当:5年以上10年未満、レベル3相当:10年以上又は一級技能士、レベル4相当:登録基幹技能者)

・労務費調査の各レベルの標準において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。

経緯

- 「労務費に関する基準」において、その実効性確保策として、契約当事者によるコミットメント制度の活用を通じた労務費・賃金の適正な支払の担保の取組が位置づけられた

◆労務費に関する基準(抄)

第3章 本基準の実効性を確保するための施策

(3) 支払段階において適正な水準の労務費・賃金を確保するための取組

②コミットメント制度を通じた適正な支払いの担保

- ・労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項(総称して「コミットメント制度」とする)を標準請負契約約款に導入するとともに、サプライチェーン全体の個々の取引における活用を推奨することにより、契約当事者間において適正な水準の労務費・賃金支払の状況等を確認できる仕組みを構築することが適切である。

(1)コミットメントの趣旨

- ・個々の取引において適正な労務費が支払われ、末端の事業者まで行き渡ることが重要
- ・行政による監督指導を補完する仕組みとして、契約当事者間において、労務費や賃金の支払いについて約束し、確認することを可能とするのが「コミットメント条項」である

(2)コミットメントする(約束する)内容について

- ①適正な賃金を雇用する技能者に支払う
- ②適正な労務費を下請事業者に支払う
- ③下請事業者との間で、コミットメント条項を含む下請契約を締結する ※(A)導入の場合
- ④①～③について、注文者の求めに対して、関係書類(※)を提出する(情報開示する)

※①については誓約書、②及び③については契約書の写しで可

発注者・元請間の契約における条項(A)(B)の選択制について

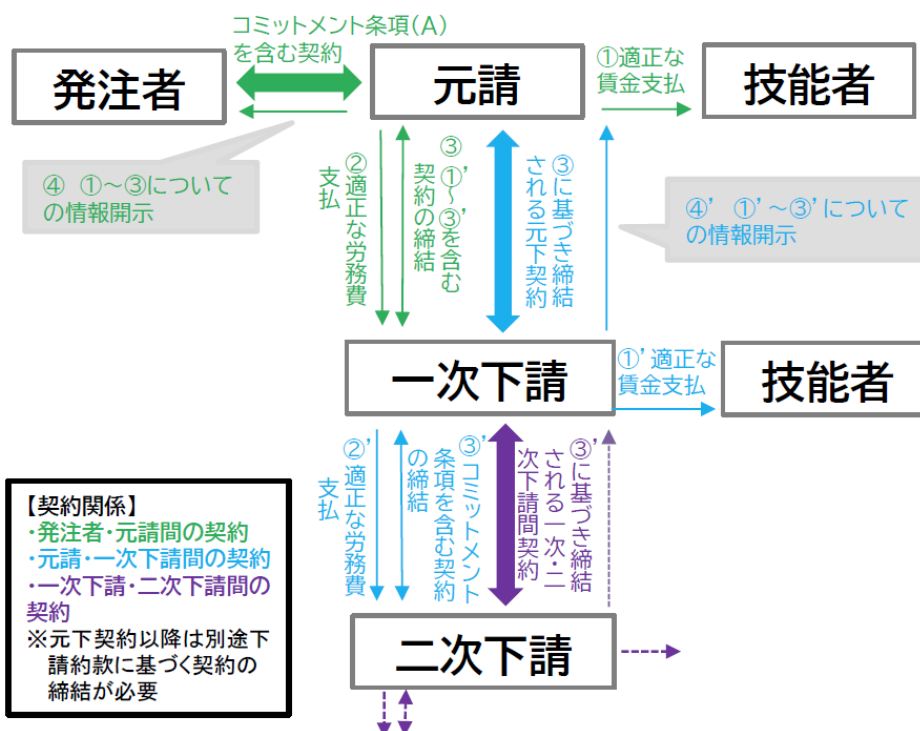
(A) 一次下請以降の段階までコミットメント条項の導入を約する

●元請が発注者に対して約束

- ①元請による技能者への適正な賃金支払
- ②元請から一次下請に対する適正な労務費支払
- ③元下間での以下①'～④'を含む契約の締結

①' 一次下請による技能者への適正な賃金支払
 ②' 一次下請から二次下請に対する適正な労務費支払
 ③' 一次・二次下請間でのコミットメント条項を含む契約締結
 ④' ①'～③'についての情報開示
 ※元請は①'～④'の行動を約する者を一次下請とすることについて発注者に対して約束

④ ①～③についての情報開示

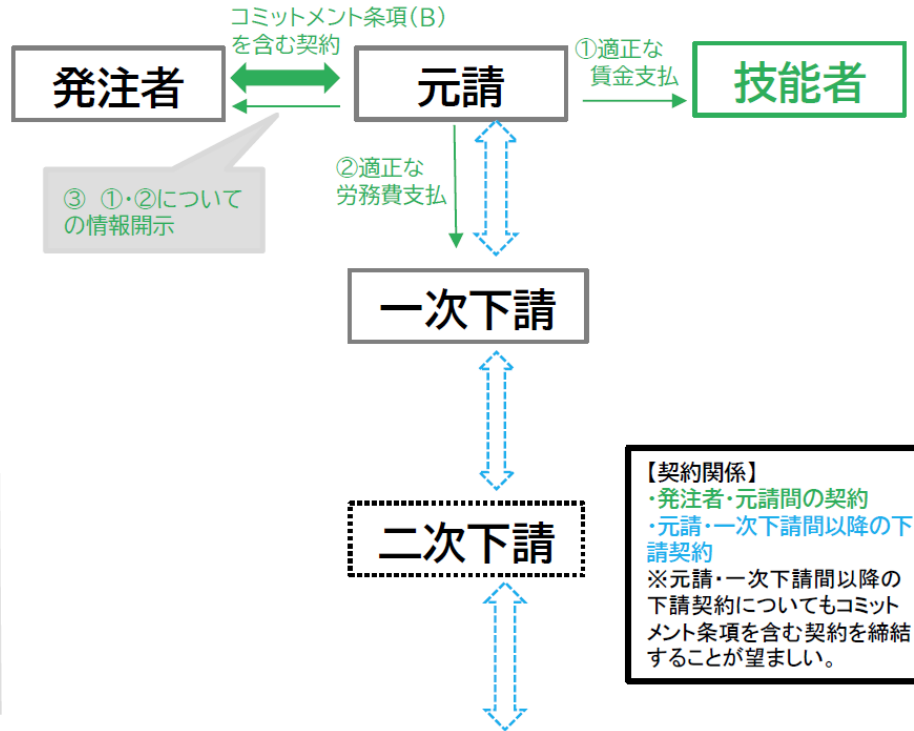


(B) 契約当事者間に限定しコミットメント条項を導入

●元請が発注者に対して約束

- ①元請による技能者への適正な賃金支払
- ②元請から一次下請に対する適正な労務費支払

③ ①及び②についての情報開示



労務費ダンピング調査

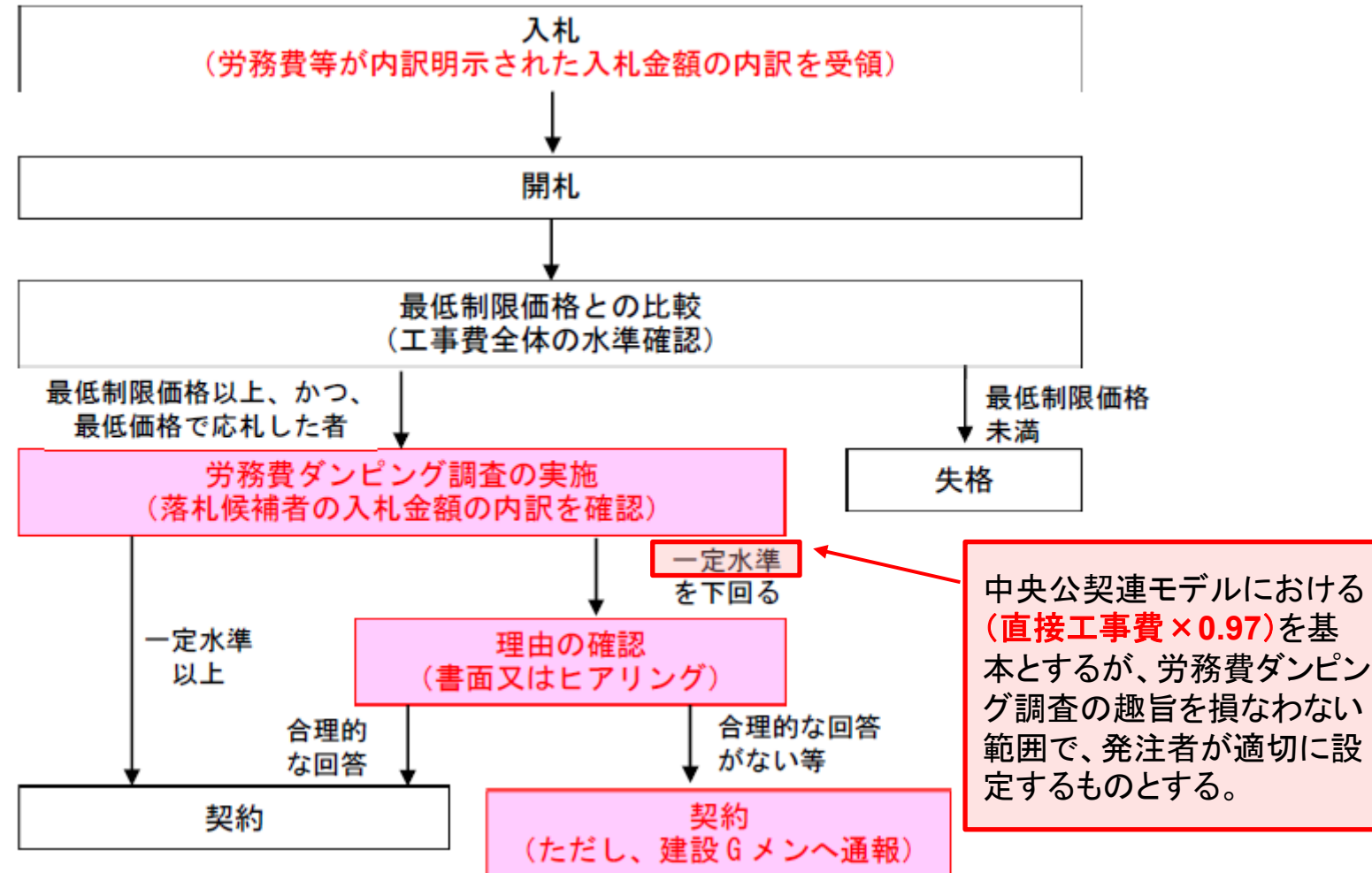
- 現行、公共工事の入札時に応札者は入札金額の内訳の提出が義務付けられている。
- 入札金額の内訳の取扱いや実施方法について、今回の法改正の完全施行により、内訳には、材料費、労務費及び適正な施工に不可欠な経費(※)を記載する内容に変更される。(入契法第12条)
 ※材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費を明示
- 内訳書の様式(例)については、令和7年11月18日に通知を地方公共団体等宛に送付

工事原価					式	1		0
	一般管理費等				式	1		
工事価格					式	1		0
消費税相当額					式	1		0
工事費計					式	1		0
(直接工事費のうち、労務費 円) (直接工事費のうち、材料費 円) (現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額 円) (現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金 円) (工事原価のうち、安全衛生経費 円)								

工事費内訳書の末尾に、
労務費等を記載いただく行を追加
 しています。
 こちらにも忘れずに記載ください。

労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン(抜粋)

○労務費ダンピング調査フロー(最低制限価格制度の場合)



労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン(抜粋)

○入札説明書記載例

労務費ダンピング調査の（実施／試行）

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。

ア 理由の確認方法：書面（／電話によるヒアリング／対面によるヒアリング（住所））

イ その他：書面の様式やヒアリング日時等については別途連絡する。書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。

○労務費ダンピング調査の趣旨

現行のダンピング対策として、地方公共団体におかれましては、「低入札価格調査制度」及び「最低制限価格制度」が活用されており、またその基準については、最新の中央公契連モデル水準以上のものとするよう国土交通省から各発注者に対して要請がされているところですが、市町村を中心に、最新の中央公契連モデル水準の算定式が採用されていない団体や、低入札価格調査制度や最低制限価格制度の対象となる工事が限定されているため、ダンピング対策の実施が十分でない団体もみられます。

「労務費ダンピング調査」はこれらダンピング対策が不十分な団体を念頭に、現行のダンピング対策を補完するものとして新たに実施する調査ですので、ダンピング対策を徹底する趣旨からは、各公共発注者は一義的には低入札価格調査制度や最低制限価格制度（及び中央公契連モデル相当水準の採用）の適切な運用を行うべきであり、「労務費ダンピング調査」の実施のみをもってダンピング対策として十分であるとは扱われないことに十分留意すべきである。

一方、既に低入札価格調査制度や最低制限価格制度を十分な水準で運用している団体であっても、これに加えて「労務費ダンピング調査」を行うことで、労務費のしわ寄せを行う不良・不適格事業者の排除をより徹底するということが期待されています。

1. 端緒情報の把握

- ↳ 駆け込みホットライン
- ↳ 建設Gメン調査 等

令和6年度	令和7年度
313件	343件

2. 事実関係の確認・調査

- ↳ 報告徴収、立入検査
- ↳ 建設Gメン調査

令和6年度	令和7年度
169業者	175業者

3. 監督処分・指導・助言等

- ↳ 建設業法に基づく監督処分・行政指導
- ↳ 建設Gメン調査に基づく指導・助言

令和6年度	令和7年度
83件	149件

4. 建設業法令遵守に関する講習会

令和6年度	令和7年度
34回	31回

指導・監督の流れ

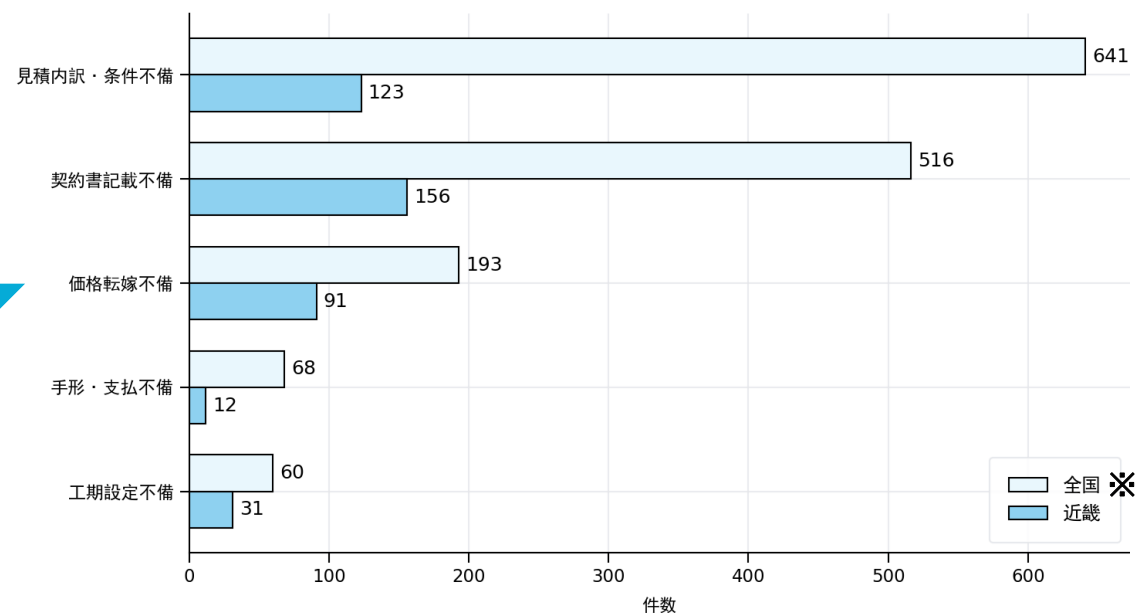
5. 監督処分・文書勧告の実施

↳ 令和7年度の主な事案
(独占禁止法違反、労働基準法違反、技術者不設置、無許可業者との契約 等)

	令和6年度	令和7年度
許可取消し	0業者	0業者
営業停止	9業者	5業者
指示	9業者	1業者
勧告	1業者	4業者



6. 技能者の処遇改善に関する指導の内訳



近畿地方整備局 建設業法令遵守推進本部

※「建設業法令遵守推進本部」とは、建設業の公正・公平な競争基盤が阻害され、適正な施工の確保が困難となるような法令違反への対応を強化するべく、平成19年に全国各地方整備局に設置されたもの。

①法令違反疑義情報の収集



駆け込みホットライン等の相談窓口において、建設業法違反の疑義情報を収集

②報告徴収及び立入検査



法令違反の疑義のある事業者に対して、報告徴収や立入検査を機動的に実施

③関係機関との連携



都道府県の建設業許可部局、厚生労働省、公正取引委員会等と連携した取り組みを推進

建設Gメン

※「建設Gメン」とは、推進本部の取り組みの一端を担い、第三次・担い手3法の趣旨に沿って、建設業の担い手の処遇改善や働き方改革を推進することを最重要目的として、請負契約に関する調査及び指導等を中心に行う国土交通省職員

【主な取組】

適正な労務費の確保



適法な契約書の締結



適正な工期の設定



適切な価格転嫁



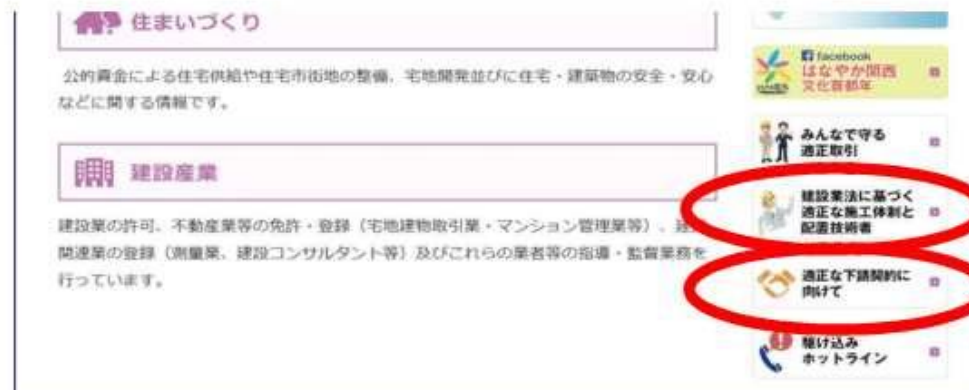
法令遵守の推進・担い手確保の実効性確保

(参考) 建設業法関係パンフレットについて

『建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者』『適正な下請契約に向けて』等のパンフレットは、近畿地方整備局ホームページよりダウンロードできます。



① トップページ「まちづくり・建設産業」を開く



② 建政部ページの右側バナーにパンフレットを公開

◇工期に関する基準（概要）

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/kouki.pdf>

◇社会保険加入対策

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

◇建設業法令遵守ガイドライン

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001618557.pdf>

◇労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001482514.pdf>